

第一に、受託できる財産権に関する制限が撤廃されることがあります。

経済界には、知的財産権の流動化を初めてとして、信託機能を活用したいとの具体的なニーズが存在していると仄聞するところであります。受託財産の制限がなくなることによりまして、我が国経済において喫緊の課題とされております知的財産権に関して、これまで接点のなかつた産業技術と金融とのつなぎ役として信託制度を活用して管理したり、流動化して資金調達を実現することが可能となります。

第二に、信託業の扱い手の拡大と、それに伴う業者ルールの整備ということでございます。

みずからが信託機能を有して活用したいとのニーズに対応して、新たに信託会社が信託業務を行えるようになることは、信託兼営金融機関との健全な競争を促し、より利用者の利便性が向上することになると考えております。こうした扱い手の拡大に伴い、業者間で公正な競争が行われるための業者ルールの整備が不可欠となります。

信託契約の締結の勧誘段階から信託財産の管理運用まで、幅広く適切に規律が用意されておりまして、必要かつ十分な整備がなされているものと考えております。

三点目として、信託業のいわば周辺業について整備がなされ、信託制度へのアクセスが向上する点が挙げられます。

具体的には、信託契約の締結の代理、媒介を行う信託契約代理店制度が設けられたこと、及び、信託受益権の販売、その代理媒介を行う信託受益権売却制度が設けられたこと等であります。これらにより営業網が補完され、潜在的な信託制度へのニーズをくみ上げることが可能となります。

最後になりますが、一般法である信託法につきましても、現在、改正に向け法制審議会で検討が進んでおります。一連の信託関連法の改正は、利用者にとって利便性と信頼性の高い信託制度の健全な発展に資するものと考えております。これまで申し上げた点について御理解を賜り、

ぜひとも本信託業法案の早期成立をお願いする次第であります。

以上、簡単ではありますが、私なりの意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。(拍手)

○金田委員長 ありがとうございました。

次に、神作参考人、よろしくお願ひいたします。

○神作参考人 東京大学の神作でございます。

本日は、信託業法の改正につきまして意見を述べる機会を与えていただき、まことに光榮に存じております。

現代社会は信託ないし信認の時代であるということが日米の識者によつて指摘されております。

例えばアメリカのボストン大学のターマー・フレンケル教授は、社会は、身分制社会から契約を中心とする社会、そして契約を中心とする社会から信託ないし信認を中心とする社会に移りつつある、こういう指摘をされております。この指摘の意味することは、次のようなことと理解しております。

すなわち、現代社会においては、分業と専門化が特色となつており、人々は専門家に対して一定の権限を授与し、専門家はその受益者のために、専門的な知識、技術を十分に生かしながらさまざまな事務処理あるいは財産管理等を行うといったものでございます。

このように、信託は、プロによる財産管理といふ機能を提供するのみならず、例えば、委託者、受託者、受益者の倒産から隔離された独立財産をつくる、こういった倒産隔離機能、あるいは法律関係を単純化する単純化機能、こういったさまざまな重要な機能が認められております。近年、法律上においてT.S.O.が信託機能を活用したい、このようないニーズも具体的にあらわれているというふうに伺つております。

ところが、現行の信託業法が、それらのニーズを満たし、さらには信託制度を利用した新しい工夫や技術の開発を促進するということに対する制約となつてゐるのではないかという問題意識が出ていますけれども、明治三十八年に社債の担保の管

理のために担保附社債信託法という法律を制定し、信託制度を大陸法系の我が国に導入するとい

う一つの決断を下しました。ややおくれて、大正十一年には信託法が制定され、私法上の規律も整備されるに至っております。また、大正十一年には同時に信託業法も制定され、その後、昭和十八年に制定されました金融機関ノ信託業務ノ兼営等

二関スル法律とともに、我が国における信託法のインフラを提供する法として重要な役割を果たしてきたものと認識しております。先ほど申し上げましたように、信託というものは本来プロによる財産管理等の制度でございますから、プロに対するルールである業法が重要な役割を担うといふことは当然のことであると考えております。

なお、信託の本家の英米におきましても、商業的な信託の利用は主として金融の分野で行われております。また、制定法としての信託法を有しないドイツのような大陸法系の諸国におきましても信託法理は判例法理として認められ、今や、ドイツにおきましても、信託なくしては金融の分野は語れないと言われているほどでございます。

グローバル化やIT化の影響も受け、金融資本市場が急速に変化し、かつ金融技術の発展が目覚ましい中で、資金調達手法の多様化、運用対象の選択肢の拡大、こういった観点から、信託の機能に対する期待が大いに高まつてゐるというふうに認識しております。

そこで、今回の改正提案は、信託がどのような機能を求めるかという類型に応じて参入基準も区別するという考え方立つものであ

り、このような方向は、信託を用いたさまざま

金融商品や金融手法の開発を可能にするとともに、投資家にとってはその選択肢を広げるとい

う点において適切な方向であると考えております。

もつとも、一般の人々から信頼を受けて財産権

を委託されるというこの信託の特徴からいたしまして受託者が健全かつ効率的に業務を遂行する、そのことを確保するためのいわゆる業者ルールが必要不可欠でございます。

私がとりわけ重要なと考えておりますのは、受託者の義務に関するルールでございます。

それはなぜかと申しますと、受託者は、単に財産管理権を任されているだけではなく、財産権についての名義まで受託者に移譲されます。したがつて、受託者には一般的に言つて非常に広大な権限があると言えるわけであります。さらに、受

託可能な財産が金銭等に限定されておりますために、先ほど申し上げました知的財産権を当初信託財産として受託するということが業法上はできなうこととなっております。また、信託業の扱い手が金融機関に実際に限定されているといった問題もあるわけであります。

そこで、今回の改正提案は、受託可能な財産を信託法上引き受けが可能な財産権一般に拡大するとともに、信託業の扱い手として重要な役割を果たすことを提案するとともに、信託業の扱い手として金融機関以外の一般事業者等が登場していくということを前提に、信託の類型に応じた区別を行い、参入基準をきめ細かく設けるものでござります。

託者に対しましては、実質的な所有者である受益者からのコントロールが必ずしも期待できないという特色もございます。受託者の範囲の拡大に伴い、受託者の財務及び業務の健全性、効率性の確保に対する適切な規律がなければ、信託制度に対する信頼が得られず、信託機能の發揮は阻害されてしまうおそれが大きいと考えられるからでございます。

他方、信託会社の行為規範を可能な限り明確にするということも必要でございますし、受託者がその専門的な知識やノウハウを存分に生かす、創意工夫を妨げることがないような行為規則を定めることが期待されます。このような観点から、本法案は、いずれもこれらの要請を満たすべくルールが置かれているものというふうに理解しております。

金融のスキームとして信託が利用されるためには、市場と投資家を結ぶ仲介者の役割が非常に重要でありまして、この仲介者の役割の重視は世界的な傾向でございます。

本改正提案におきましても、信託契約代理店及び信託受益権販売業者という制度を設けまして、市場と投資家とを結ぶ制度、これをあらかじめ道筋をつけ適切な規律を行つており、世界的な金融を仲介するもの、市場と投資家を結ぶものに対する規律、あるいはその機能を果たすことを積極的に考えていくというグローバルスタンダードにも合致しているものと理解しております。

最後に、私法としての信託法との関係、及び、現在平成十七年の国会提出を目途として法制審議会信託法部会において議論されております信託法改正の動向との関係について、一言申し上げさせていただきたく存じます。

先ほど述べましたように、受託者の義務及び責任を初めとし、信託の私法上の規律について、平成十七年を目指として行われております信託法改正により抜本的な改正がなされる可能性が高いよう思われます。信託業法は私法上の規律をいわばベースにしているものでございますので、もし

信託法の改正が実現するということになりますと、信託業法のさらなる改正は避けられないもの

というふうに私は理解しております。

しかしながら、これまで述べさせていただきま

した理由から、私は、動きの速い金融の分野におきましては、信託法改正を待たずに、いわば第一段階の信託業法の改正として、少しでも早く本法案についての御審議がなされることが望ましいこ

とではないかと考えております。

以上、私の意見を述べさせていただきました。

どうもありがとうございました。(拍手)

○金田委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○金田委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

○山下委員 自民党的山下貴史でございます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山下貴史君。

○山下委員 お話をいたしました古沢参考人及び神作参考人に、心からお礼を申し上げるところでございます。

議題になつております本法案、これは、お二人のお話にもございましたように、大正時代に制定された片仮名法でございました現行の信託業法、これを全部改正して面目一新する、言つてみれば八十年ぶりと言われている大改正なわけでござります。

なぜこの時期にこういう大改正をするのかとい

う理由。それは、この提案理由にもきちんと述べられておりますけれども、時代の変化に応じて信託に関するいろいろなニーズが出てきて、それに柔軟に対応するための金融資本整備を行う、それ

に広げる、これが一点。

もう一点は、これまでの信託取引にもつと新しい多様な扱い手を取り込むというか新規参入を促進する、そういう観点から、信託にかかる業務カテゴリー、これは新たなカテゴリーとして管

理型信託業あるいはまた信託契約代理業そしてま

た信託受益権販売業といった新たなカテゴリーを

設けて、これは免許ではなく登録制で導入を認め

ていこうという改正。

そしてまた、これも大事なことだと思いますけれども、いわゆる信託の受益者をしてまた委託者の利益の保護をしっかりと図るためにルールをつく

る。こうしたことが今回の法律改正の非常にボイ

ントになつていると私は理解をいたしております。

この法案は、先ほど参考人の発言にもございま

したけれども、金融審議会の中の関係部会におい

て、専門家の方々あるいはまだ学識経験者の方々

が十分集まつて検討されてまとめられた結論、そ

れをしつかり踏まえた法律改正になつて、こ

ういうお話をございました。ぜひ、本法案が成

立した瞬には、ねらいどおりに国民経済の活性化

につながる、そういう効果が上がつてほしいもの

だ、こう願つておるところです。

そうした観点から、今お話をいただきましたお二人に、簡単に何点か質問をさせていただきたい

と思います。

まず、古沢参考人に対しまして。参考人は、我

が国の信託事業を一手に担つてこられております

会社の集まりでござります信託協会の代表、そ

うお立場で発言があつたわけでござります。し

かも、非常に法案に関して前向きの発言をいただ

いたと私はお聞きをいたしたところでござります

が、その信託業界の皆様方の立場から見て、今回

の抜本改正法案、これをどのように評価している

かということでございます。

八十年ぶりの大改正ということでございます

で、業界の皆様方がかねてよりいろいろ思つてお

いる知的所有権、そうしたものも信託の対象財産

に受けとめて、言つてみれば賃貸一掃の法律

改正案になつて、そういうふうにお考へな

か、あるいはまた、積み残された課題がまだある、

こういうふうに見ていらっしゃるのか。言つてみれば、百点満点で見た場合に皆様方は何点の点数をつける法案になつて、こういうふうにお考えな

えなか、ちょっと率直なところをお聞かせいた

だきたいと思います。

○古沢参考人 まず、今回の信託業法の改正に対

してどういう評価をしているかということでありますが、先ほどの意見陳述で若干申し上げさせていただきましたけれども、幾つか敷衍してお答えをしたいと思います。

まず第一に、受託可能財産の撤廃についてであ

りますけれども、信託業界におきましては、近年、

資産の流動化が新たな業務として成長しております、保有する資産を用いて資金調達をしたいと

いう企業側のニーズと、許容できるリスクの範囲

内で新たな投資手段を確保したいとする投資家のニーズとを充足するアレンジメント機能を磨いて

いるところであります。本法案によつてその対象資産に限定がなくなり、知的財産権を始めあらゆる財産についてそれを行なうことができるという意味で非常に意義が大きい。

第二に、信託会社形式での参入が認められるこ

とによりまして新たな発想を持つて信託制度を活用するプレーヤーが登場することとなりまして、信託業者間の切磋琢磨によつて利用者利便が向上いたしますとともに、潜在的な信託制度に対するニーズの発掘が期待できる。また、銀行、証券、保険という隣接業態では、時代に適合した業法の改正がなされてきたところでありますが、本法案によつて、信託の世界にもフェアなルールが導入されるということになります。

第三に、信託契約代理業制度が認められまして、一般商業における顧客層に対し信託機能を容易に発揮できるようになる。また、信託受益権販売業制度の創設によって新たな投資家の発掘が可能

となる。

これらによりまして、縁遠い存在であった信託制度が身近なものとなりまして、社会に不可欠な制度として定着することが期待できるというふうに考えております。

今回の法改正に関連して、どのくらいの点数を

つけるのかということとか、あるいはまだ何かほかに必要なことがないかということであつたかと思います。点数の問題はともかくといいたしまして、先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、一方で信託法を改正するという必要性がござりますので、その信託法の改正と相まって完全な形になるものというふうに思つております。

○山下委員 時間配分の範囲内で、神作参考人には後で聞きたいたいと思います。

今の古沢参考人の御発言に加えてもう一点だけちょっと、せっかくの機会ですので。

今お話にもございましたが、金融機関以外の信託業界への参入業者といいましょうか、新規参入が起こる可能性が出てくる、そういう意味でいうと、業界活性化につながる、そういう見方もできるか、こう思います。従来信託業を担つてこられた協会の皆様方からすると、言つてみれば新たなビジネスチャンスというふうに受け取ることもできるかと思うわけですが、この法律ができる

上がった後、どのような状況の変化を受けて、言つてみればどのような新しいビジネスモデルを展開していくことになるのか、あるいはまた、新たな飛躍のためにどのような挑戦をしていくことを思つておられるのか、もし何かお考えがあつたらちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○古沢参考人 まず、今回の法律の改正によりまして、いわゆる知的財産権の流動化、こういうものの必要性が近年指摘されておるわけであります。が、これには二つの意味があるというふうに理解をしております。

つまり、一つには、権利者が資金調達ができる、

そのアイデアの独創性や表現の創造性の対価を容易に得られるということになりまして、知的財産権に真の意味でのインセンティブを付与できる。もう一つは、権利自体の価値が市場で決定される

ことと、その権利を担保とした資金調達が容易となりまして、例えば製品化のための資金確保が可能となるということです。

ただ、信託銀行の方は、投資家層や投資商品化するためのノウハウは有しておりますけれども、知的財産権の内容に対する理解であるとか、あるいは知的財産権の利用者のマーケットに関する知識は乏しいということになりますので、知的財産権に関しては、本法案を本当に活用していくためには、知的財産権を保有している者、新たな市場を創設する能力やアイデアを有している者等と連携して、試行錯誤を行いながらこれを普及させていくということではないかというふうに思つてお

ります。

それからもう一つ、知的財産権以外に、私どもにとりまして今回の改正の中で非常に意味が大きいというふうに思つておりますのは、信託の代理店の制度でございます。これは、私どもの場合には、普通の銀行と違います。これは、店舗の数にかなり差があるということがあります。信託の制度をより普及させていくためにはこれを積極的に活用したいこのように考えております。

以上でございます。

○山下委員 ありがとうございました。

次に、神作参考人にお伺いをしたいと思います。

神作先生は、先ほどちょっと申し上げました金融審議会の中に設けられた信託に関するワーキンググループのメンバーを務めていらっしゃった、こうとう伺っております。特に先生には、今回の改正案において、委託者あるいは受益者保護の観点から、信託会社の参入規制、参入基準、あるいはまことに、さまざまな行為規制について規定が設けられておりますが、本法案の中で規定されているこうした保護規定というのは、ほかの、例えば銀行法でござりますとか保険業法、証券業法、その他の金

融関係の法律の中での規定ぶりに比しまして、そういう保護の面で適切かつ十分なものというふうにお考えかどうか、先生のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○神作参考人 お答えさせていただきます。

今回の信託業法の改正法案における受益者保護のための規律が受益者保護にとって真に十分なものとなつているかどうか、そして金融機関一般の規律に比較して信託の特殊性があるかどうか、この二点の御質問であったかと存じます。

まず、前者の点でございますけれども、受益者保護の確保、これは意見陳述の中でも述べさせていただきましたように、とりわけ重要なポイント

の二点の御質問であったかと存じます。

我が国の信託の歴史をひもといてみると、当初、大正時代に信託会社がいわば乱立され、非常に健全な経営を行つものもあつた。それが社会問題化し、業法的な規制がかぶせられるとともに、

できるだけそういう信託会社を銀行ないし金融機関に限定していく、こういう動きがあつたわけです。したがつて、昔のようなら、それによって信託会社が健全な経営を行う、それによつて受益者を害

するというようなことが行わることはできる限り防止する必要があるわけでございます。

ただ、そう申しましても、まず第一に述べさせていただきたいことは、信託の受託可能財産が拡大し、また信託会社となるものの範囲が広がることによつて、投資家としてはさまざまな信託商品を入手するチャンスが得られる、それによつて受益者にとって選択肢が拡大する、まずこういう大きなメリットがあるということは指摘すべきで

はないかと思います。

ただ、その上で、そういう信託商品によつて

受益者が不當に害されることがないよう十分な規律を置く必要があるわけでございますけれども、第二点の御質問と絡みますけれども、とりわけ信託においては、受託者に財産処分の権限があ

るのみならず名義まで移つてしまつておるという特色がございますので、その点も十分に加味して、忠実義務、利益相反行為の規制を初めとする、いわば高度の専門家責任が課されているものと理解しております。

レジュメにも書かせていただいておりますけれども、レジュメの二ページ目の6の(2)のところではございますけれども、受託者の行為規制につき勧説規制と行為規制とに分けまして、勧説段階では説明義務及び不当勧説の禁止等、また行為規則としては、財産隔離機能を確保するための分別管理義務、忠実義務、善管注意義務、各種の情報提供義務、また受託者に任された業務を他人に委託する場合の責務、こういった問題について業法はきちんと手を打つていてるものと認識しております。

ただ、最後にまた一言求めさせていただきたいことは、法で一応きちんと手当てがなされておりましても、エンフォースメント、それをいかに実現するかということが何より大切なことでござります。したがつて、もしこの信託業法が改正されまして、した暁には、エンフォースメントに対する十分な配慮が必要であるというふうに考えております。

以上、私の意見を述べさせていただきました。

○山下委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので終わりますが、お二人からは、今回のこの法案に関して非常に前向きの好意的なコメントがあつて、早急に成立を望む、こういう趣旨の御発言だったかと思います。二人に心から感謝を申し上げまして、質問を終わらいたいと思います。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。

お二人の参考人には、ありがとうございました。ちょうど二十分ほどであります。もう少し、私自身、先ほどのお二人の説明の中できつて思うところを深掘りしてお話を聞いていきたいというふ

義務を一般的に課した上で、もしそれを逃れるあるいは免除するという場合には、信託契約の中であることをきちんと書いておいたり、あるいは受益者に説明をして、受益者から承認を得た上でそういった行為を行う、このように一般的な信任義務と言われる義務を課した上で、個別的、具体的に解除をしていくという方向でルールをつくるのが適切であると考えております。さらに、業法においては一定の制約、さらなる行為準則の明確化、具体化あるいは厳格化、こういったものが期待される局面もあるうござります。

また、先ほどエンフォースメントのお話を申し上げましたけれども、信託における健全な発展、これを確保するためには、受託者の信任義務が確実にエンフォースされるということが必要でござります。

そして、このエンフォースメントのためには、監督法が重要な役割を果たす、業者が監督ルール、業者ルールをきちんと遵守しているかどうか、監督官庁、当局がきちんとウォッチし、違反に対しても厳しく摘発し是正していくことが必要であることはもちろんございますけれども、監督当局のみならず、受益者、委託者を始めとして信託の関係者が私的部門において、例えば受託者に対する民事訴訟を起こす、裁判所が信託法の解釈を通じてそれを実現していくというようなことももちろん重要なエンフォースメントのための手段でございます。そのほか、金融資本市場の分野におきましては、マークетの存在自体が非常に受託者の行為に対する一種の規律をかける役割を果たすということも期待されます。

このように、監督法、私法、それからマーケット、こういったものの力を総動員しながら、受託者に対する行為規範が適切に課され、かつそれが遵守されるように確保していくことが重要な課題であると考えております。

以上でございます。

○中川(正)委員 先ほどのエンフォースメントと

いうことをさらに進めていく、普通はセーフティーネットという考え方でいくと、そのエンフォースメントがすべて一〇〇%完成すればセーフティーネットは要らないのでしょうか、どちらの業界でもそれがなされるということがないか、一〇〇%達成できないからいろいろな仕組みでセーフティーネットを考えていくわけですが。今回の場合、新規参入があつて、金融関係だけではなくてさまざまなかな業態の中で受託者が含まれてくるという可能性はあるわけですね。そうすると、それぞれ預かり資産や何かを別に管理をしていくといつても、それが破綻したときに、そうなつていなかつた、資産が消えていたというふうな場合も出てくるわけだと思うんですね。それはどの業態でもそういうことを想定して、いろいろな基金であるとかあるいは安全パイを組むんですが、この業界の場合にはたしか供託金しかなかったと思うんですよ。

それで、古沢参考人に改めてお聞きをしたいんでは、こうして兼當ということだけじゃなくて個別の新しい業態が入ってきてさまざまにこれが発展していくとなると、そうした、業界としても新しいセーフティーネットをつくっていくといふことが必要なではないかというふうに私たちは思つんですが、そのところはどうですか、どのような考え方をお持ちですか。

○古沢参考人 まずは、新規参入者に対しては、新規参入者としての適格の要件というのが幾つか定められるということになると思いますので、その上でのチェックが一つかかるのかなというふうに考えております。その上で、適正なる行政の監督ということと、それから、業を行う者についての上でのチェックが一つかかるのかなというふうに考えております。その上で、適正なる行政の監督といふことをお聞きしたいと思います。

○古沢参考人 先生から御指摘をいただきましたのは、これが業態として成り立っていくかどうかという、専門家の観点から御意見をいただきたいのと、それから神作参考人には、さつきの全体の信託を組み立てるときに、そうした分野への活用ということは当然あつていいと思うんですが、どうして出てこないのかということですね。そここのところをお聞きしたいと思います。

○古沢参考人 先生から御指摘をいただきましたように、高齢の方々が例えは持つておりますような不動産を受託する、それを有効活用するといふようなことについては、今後社会的なニーズも大変高まってくるというふうに考えておりまして、私どもも前向きにこれについては検討を加えて、私どもも前向きにこれについては検討を加えてきたいというふうに考えております。

それから、私どもで、そういう福祉関連の信託というような意味では、例えば、障害をお持ちの子供さんに対して財産を拠出するというようなこ

とで税法上の恩典もあります特定贈与信託といふ論していかなきゃいけないところだと思うんですけれども、残念ながら今のところはまだ全体の受託残高の規模は多くございませんで、約三百億弱というような規模でございます。ただ、確かに、経済社会の高度化、成熟化、あるいはいわゆる高齢者の方々がふえていくといろいろなことを考えていきたいと思います。

それから、もう一つ御意見を聞かせていただきたいんです。金融という分野で業態を発展させてもらつたらいいじゃないかというふうなことを考えて、そこで、それからもう一つはTSHのようないくといふこと、それからもう一つはTSHのようないくといふことに思つます。

もう一つ、一般的に我々の生活の中では、例えば、御老人がある程度財産を託して、おれおれ詐欺なんかにやられないようにちょっとと運用してもらつたらいいじゃないかというふうなことを始まつて、遺言の中でそういうものを達成していったり、あるいは社会福祉法人がそういうような扱い手として立ち上げていったり、そういう分野での信託という考え方の活用と、いうものがもう一つあるんだろうと思うんですね。

それについて、古沢参考人に一つお聞きしたいのは、これが業態として成り立っていくかどうかという、専門家の観点から御意見をいただきたいのと、それから神作参考人には、さつきの全体の信託を組み立てるときに、そうした分野への活用ということは当然あつていいと思うんですが、どうして出てこないのかということですね。そここのところをお聞きしたいと思います。

○神作参考人 お答えいたします。

私は対する御質問は、先生が御指摘になられましたような信託の使われ方を、学問におきましては民事信託と称しております。金融等の分野で使われる信託を商事信託と称しております。我が国では商事信託の分野で信託が主として活用されているのに、民事信託の分野では信託の活用が目立つてないのはどうしてか、そのような御質問であったかと思います。

まず第一の理由は、沿革的な理由、これを指摘せざるを得ないと思います。

御意見の中でお聞きましたように、我が国で信託制度が導入された最初のきっかけは、担保付社債信託という社債の発行、やはりコープレートファイナンスの分野において信託が初めて導入されたわけでございます。その後、政策もあり、信託をむしる金融機関に担わせようといった政策がとられてきたこともありまして、我が国においては主として金融の分野で信託が用いられてきました。これが第一のお答えでございます。

第二に、これも意見陳述の中で申し述べさせていただきましたように、信託の機能がとりわけ金融に適しているということとは指摘できるかと思ひます。財産権に対する権利を受益権という形に転換し、さらに受益権の内容を自由にアレンジすることができる、これはキャッシュフローを自由にアレンジするという金融の手法、ツールとして用いるのに極めて適した法形式であつたわけであり

ます。しかし、英米を見回せば、民事信託の分野における信託の利用も非常に活発に行われているわけございます。

これについて法制的な問題点を一点だけ御指摘させていただきたいと思いますけれども、信託法によって相続法の規律がいわば回避されてしまうということに対する問題点があるのではないかと、いうふうに理解しております。したがつて、民事信託の分野における信託の利用におきましては、相続法、あるいは後見人制度等、さまざまに既に存在しております民事上の法制度との調整、これが必要になると理解しております。

以上、簡単ではございますが、お答えさせていただきました。

○中川(正)委員 時間が来たようでございました。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

お二人の参考人には、大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

今度の信託業法の改正のポイントは、先ほどからお話をありましたように、一つは、信託の受託対象財産の制約を取り戻して、信託の対象財産を広げていくというのが一つですね。それから、扱う業者として金融機関以外の参入も認めていくと、いろいろな業者も広がりますから、いろいろなトラブルが当然発生し得るわけでございます。

したがって、これから信託会社に問われるのは、一般投資家の保護、それから受託者責任、これをしつかり果たすということになるんだと思うんです。

そこで、古沢参考人にお伺いします。

例えば、一昨年、変額個人年金保険、十月から銀行での窓口販売を解禁しましたが、この際には銀行で担当する職員にかなりきちっとした研修を行つたというふうにお聞きしておりますけれど

も、当然、協会あるいは業界として、こういう新しい体制をつくっていくことになります。

と、その商品の理解、従業員の、ルールをしっかりと守る、そういう教育といいますか、これは大事にならぬと思いますけれども、どのような方策をお考へになつておられるか、具体的にお伺いしたい

と思います。

○古沢参考人 今回、受託可能財産の範囲が拡大をするというとか、新規参入者が入ってくることになりますが、あわせまして、やはり新しい方々に対して、先生御指摘のようないろんな意味での研修であるとか、そういうことを通じて、受益者保護といいますかそういうことがきちんと守られていくような、そういう研修活動みたいなものも今後検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 今後検討されることで、ご存じの通り、受託者保護といいますかそういうことになりますと、従来のような対応だけではちょっと不十分かなという感じもしておりますので、そういう意味では、信託相談所の担当職員に対する教育研修、こういうものももう少し高めていく必要があるかなというふうに考えております。

以上、回答申し上げます。

○神作参考人 お答えいたします。

受託者の範囲の拡大あるいは信託引き受け可能

財産の範囲の拡大等に伴つて消費者からのさまざま

なトラブルが出てくるのではないかという御指

談所というのがあるのですが、これから新しい

体制になっていくわけですから、その場合に、

今までのようなり方で果たして対応できるのかどうか、これが問われると思います。商品も非常

にバラエティーに富んだものが生まれる、それか

ら金融機関以外の業者がどんどん参入してくる。

そうなりますと、想定し得ないようないろんなトラブルが発生することが想定されるわけですね。

しかし、私が、意見陳述の中でも申し述べさせていただきましたように、非常に進展の速い金融の分野におきましては、一刻の猶予もなく、できる限り速やかに、第一段階の改正だけでも早期に発生するトラブル。それから第三段階が、受託者の行為、業務、これが適切であつたかどうかと、いう点に起因して生ずる問題。こういった大きく三つに分けることができるかと存じますけれども、特に第一の、勧誘をめぐるトラブル、それから受託者が善管注意義務を果たしたかどうかといふことにつきましては、なかなか厳密な意味でのことぐらいだと思います。そして、それを関連する会社に紹介をして、相談をしてくださいました。

○佐々木(憲)委員 では、終わります。ありが

ますと、水かけ論に終わる可能性が非常に高いと考えております。そのような分野におきましては、裁判所において紛争を解決するのではなく、裁判手続外の紛争処理、これが非常に重要な役割を果たすことになるのではないかと考えております。

したがいまして、このような観点から、消費者のトラブルを幾つかに類型化した上で、ADRについて、第三者的な性格を持つたそういう機関も必要になつていいのではないかと思うんです。

○古沢参考人 現在、いわゆるお客様のいろんな紛争、トラブルに対する窓口といいますか、そういう面では信託協会の中に信託相談所といつもの設けておりまして、そこでお客様と加盟会社との間の合意による問題の解決を目指して、できるだけ早期に解決をするというようなことで臨んでおりますが、先生御指摘のように、新しい参入者あるいは受託財産の可能範囲が広がるということになりますと、従来のような対応だけではちょっと不十分かなという感じもしておりますので、そういう意味では、信託相談所の担当職員に対する教育研修、こういうものももう少し高めていく必要があるかなというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 先ほど神作参考人が最後に意見陳述の中で述べられました、今回の改正はまだ一步である、さらに改正が必要だというようなお話をされましたので、この法律上どういう部分をさらに改正が必要だというふうにお考えなのか、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○神作参考人 お答えいたします。

私法としての信託法の改正作業が現在進んでいるところでございますけれども、現在行われております信託業法の改正は、現行の信託法をベースにしたものである。逆に申しますと、業法というものは、やはり私法上の規律がどうなつてているかと、いうことを無視して業法をつくるわけにはまいらないと理解しております。したがいまして、私法としての信託法が改正されまざしたら、恐らく信託業法の改正も不可避になる、そのように理解しているわけです。

しかし、私は、意見陳述の中でも申し述べさせていただきましたように、非常に進展の速い金融の分野におきましては、一刻の猶予もなく、できる限り速やかに、第一段階の改正だけでも早期に発生するトラブル。それから第三段階が、受託者の行為、業務、これが適切であつたかどうかと、いう点に起因して生ずる問題。こういった大きく三つに分けることができるかと存じますけれども、特に第一の、勧誘をめぐるトラブル、それから受託者が善管注意義務を果たしたかどうかといふことにつきましては、なかなか厳密な意味でのことぐらいだと思います。そして、それを関連する会社に紹介をして、相談をしてくださいました。

○金田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

古沢参考人、神作参考人、委員会を代表してお札を申し上げさせていただきます。

本日は、御多用中のところこうやつて貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。委員会を代表してお札を申し上げます。ありがとうございます。

参考人のお二方については御退席いただいて結構でございます。

○金田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎君、金融庁検査局長西原政雄君、金融庁監督局長佐藤隆文君、内閣府産業再生機構担当室長藤岡文七君、経済産業省大臣官房商務流通審議官迎陽一君、経済産業省経済産業政策局長北畠隆生君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 引き続き、質問をさせていただきたくというふうに思います。

○中川(正)委員 次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 引き続き、質問をさせていただきたくというふうに思います。本題に入つていく前にいうかそれと関連をして、先般からのシティバンクの不祥事といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門の不祥事させたという一連の経緯がございました。それにについて話を進めていきたいというふうに思うんです。

あの部門というのはどれぐらいの規模で、いわゆる顧客数あるいは残高等々、どのくらいの範疇でプライベートバンキングの営業をしていたのかということ、これからまずお聞きをしたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

シティバンクでございますけれども、在日支店 佐藤監督局長。

全体で二十三支店、それから十一の出張所で成つております。

事業の規模ということで、十六年三月期の在日支店の年次報告というのがございますけれども、これによりますと、在日支店全体で総資産は七兆三千億円、預金残高は五兆二千億円、こういう規模でございます。

それから、顧客の数でございますけれども、全体では九十八万人程度というふうに銀行の方から聞いておりませんけれども、このうちプライベートバンキング部門が具体的にどれくらいかということについては、銀行が公表しておりませんので差し控えさせていただきますが、このプライベートバンキング部門は三億円以上の純資産を有する富裕層を対象としているということでございますの

で、数の上ではかなり限定されるかなというふうに存じます。

○中川(正)委員 今回の措置というのは、銀行の業務全体に対して営業停止をかけたわけじゃなくして、あるいは撤退ということを強要したわけじゃなくて、シティバンクの中のプライベートバンキン

グ部門といふものに撤退をさせたというふうに解釈しているんですが、それでいいんですか、大臣。

○伊藤国務大臣 今御指摘があつたとおりでございます。

○中川(正)委員 だとすれば、さつきの話とい

うございますが、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門の不祥事させたという一連の経緯がございました。それに

といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門といふのをやめさせたという一連の経緯がございました。それに

といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門といふのをやめさせたという一連の経緯がございました。それに

といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門といふのをやめさせたという一連の経緯がございました。それに

といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門といふのをやめさせたという一連の経緯がございました。それに

といいますか、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門といふのをやめさせたという一連の経緯がございました。それに

き返してきたとということがあつたじゃないかといふことに対しても、当局の説明は、今回の場合はそれぞれの業務形態があつて、分社化されているというかカンパニー制度になつていて、それがプライベートバンキングという一つのカンパニーで運営をされていたと。そのプライベートバンキングのカンパニー自体の撤退ということに今回の意味合いがあるんだ、こういうふうに聞いています。それは正しいんでしょうか。大臣、どうなんですか。

○伊藤国務大臣 正確にお話をさせていただきますと、今回のシティバンク・エヌ・エイ在日支店に対する立入検査、そして報告徴求によつて、公

益を害する行為あるいは重大な法令違反が確認をされました。また、在日支店が行う証券業務において法令違反が認められたことから、九月十四日に証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告がなされ、これを受けて九月十七日に、在日支店のプライベートバンク部門の四拠点の認可の取扱いを並びに個人金融本部の外貨預金業務に係る

益といふのは三千三百六十七億円、これは十六年度になつております。

他方で、シティバンク在日支店の全体の経常収益といふのは八十九億円ということになつております。

それから、税引き後利益が八十九億円といふことになつております。

益といふのは三千三百六十七億円、これは十六年度になつております。

○中川(正)委員 ちゃんと問ひに答えてください。私が説明した論理立てとというのは、金融庁の中で議論されてやられたことなんですか、それとも違つておられるんですか。どつちなんですか。

○伊藤国務大臣 ちょっとと私、質問の趣旨をうまくとらえられていないのかもしれませんけれども、当然、私どもとすれば、検査と報告で確認された事実を、法令に基づいて今回のような厳正な処分をさせていただいたということあります。

そういう意味からすれば、金融庁の中で当然こうした行政処分をさせていただいたということあります。

○中川(正)委員 いや、もう一回話を聞いてください。そちらの当局から、どういう基準で今回の処分がなされたんですか。さつきのは基準の説明

じやないんですよ、大臣の説明は、経緯の説明な

私は、どういう基準でこの処分がなされたんだですかとお聞きをしたら、当局の方から、これはそれぞれカンパニー制になつていて、シティバンクの中に三つほどのカンパニー制という制度があって、今回不祥事を起こしたのはその中のプライベートバンキングのカンパニーだ、そのところを撤退をさせたということが基準になつていてるんですけど、その意図なんだ、このように説明があつたんです。それで正しいのかどうかということを確認しているんですよ。

○伊藤国務大臣 私どもが、先ほどお話をさせていただいておりますように、検査をさせていただきて報告徴求をし、そして、事実を確認して、その事実が重大な法令違反があつた、そしてそれが悪質であった、そのことに基づいて、二十七条に基づいて今回の行政処分をさせていただいたというところでございます。

○中川(正)委員 そうすると、私が受けた説明というのを間違ひなんですか。間違っているんですか。そういうことでなかつたんですか。

○伊藤国務大臣 先ほどから、ちょっと私の説明がうまくないのかもしれないけれども、重大な法令違反が認められたというのは、これはプライベートバンク業務部門で行われた行為が重大な法規に違反がございました。

○中川(正)委員 そうすると、そのプライベートバンキング部門に對して、シティバンクはそうした業務をこれからはすることをできないというふうをさせていただいたということがあります。

○中川(正)委員 そうすると、そのプライベートバンキング部門に對して、シティバンクはそうした業務をこれからはすることをできないというふうをかけたんですね。できないんですね。

○伊藤国務大臣 今お話をさせていただいたように、それにかかわる四拠点についての認可の取り消しをすることは、これは事実上、免許取り消しと同じ意味合いであります。

○中川(正)委員 だつたら、そんな推察じゃなく

て、事実関係を、どれぐらいのことをやつていたのかということは把握をしておくべきですよ。プライベートバンキングしてはいけませんよと言うんだつたら、どの部分がプライベートバンクの業務でやられていたのか、顧客がだれだったのか、こういうのをフォローして、後まで監督をしていくという義務があるでしょ。にもかかわらず、さつきのよう答弁で済まされるというのは、そこの辺が中途半端であるしかもかつ、話に一貫性がないんだ。

そういう説明をすることによって、これから的是体的にどういうことがあったのか、私たちが情報開示できる範囲内で今回の内容については明らかにさせていただいたところでございますけれども、細かい内容すべてについては、今後の検査一般に与える影響がありますので、銀行が情報開示をしている範囲内で先ほどお話をさせていただいたところでございます。

ただ、私どもとして、今委員が指摘をされたように、しっかりととしたフォローアップが求められているわけであります。今回の重大な法令違反をしておりましたので、そうした中で御質問をさらにいただくことになれば、その中で私どもとしてやれる情報開示というものをしていきたいというふうに思つております。

ただ、御理解をいただきたいのは、情報開示をするに当たって、今後の検査や、検査一般に与える影響というものがございますので、その辺は勘案をしていかなければいけない部分があります。そうしたことを踏まえて、私どもとしてできる限りの情報開示というものを行つていただきたいというふうに思つております。

○中川(正)委員 そのように大臣に言つていただけますから、そのフォローアップについては、委員の御指摘をまつまでもなく、厳正に対処をしていきたいというふうに思つております。

○中川(正)委員 そのように大臣に言つていただけますから、具体的にどれだけプライベートバンキングがあつたのか、顧客数、固定した中でそれが手放さなきやいけないわけですから、それを改めてフォローした時点での委員会に報告をしました。お聞きたい、そのことを改めて確認しておきます。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、委員から御指摘ありましたように、これはしっかりとフォローアップしていくことは監督上大変重要なことでありますので、フォローアップをしつかります。

○中川(正)委員 ちゃんとこちらに報告してくれますね。

○金田委員長 佐藤監督局長。(中川(正)委員「言つてない。大臣だと呼ぶ事務的な話だから。」)中川(正)委員「いや、事務的じゃないですよ。これは政治判断です」と呼ぶ)佐藤監督局長。(中川(正)委員「もう参考人は要らないよ。出なさい」と呼び、その他発言する者あり)

○伊藤国務大臣 まず重要なことは、私どもが厳正にフォローアップをしていくことだと思いますので、そうした中で御質問をさらにいただくことになれば、その中で私どもとしてやれる情報開示というものをしていきたいというふうに思つております。

ただ、御理解をいただきたいのは、情報開示をするに当たって、今後の検査や、検査一般に与える影響というものがございますので、その辺は勘案をしていかなければいけない部分があります。そうしたことを踏まえて、私どもとしてできる限りの情報開示というものを行つていただきたいというふうに思つております。

○伊藤国務大臣 情報開示の重要性については、私もこの点についてはよく理解をしていております。なぜ少し慎重にお話をさせていただいているかといふと、先ほどお話をさせていただきましたように、今後の検査一般の実効性に与える影響というものがあるのですから、そこに私どもとしても留意をしながら、できる限りの情報開示をしていくために、しっかりとしたフォローアップも必要でありますので、そうしたことなどをさせていただきながら、国会の皆様方の情報開示に対する要望にこたえていきたいというふうに思つております。

○中川(正)委員 こんな入り口の問題で時間がどう整理していくかということにもかかわってどう整理していかないといふふうに思つておられますから、そこでちゃんと開示をしていただくことがあります。

もう少しこのプライベートバンキングをやっていきたいと思うんですが、今、監督官庁レベルでのプライベートバンキングの定義というのはどうなっているんですか。これはどういうものなんですか。

○伊藤国務大臣 プライベートバンキングの定義というのは、これは大変難しいものがございまして、各金融機関においても富裕層をどういうふうにイメージしているかというのは、これはそれぞれ別々であります。

監督官庁としてというお話をございましたが、法律上の定義はございません。一般的に、プライベートバンキング業務あるいはウエルスマネジメント業務などの名称の業務部門を各金融機関が立ち上げて、そして、特定顧客、金融資産を一定以上有する富裕層などをターゲットに、預金、この中には外貨預金も入ります、貸し金、投資信託、変額保険、そして私募債、仕組み債、デリバティブ関連取引など、多様化する富裕層の資金運用ニーズに対応するため、あらゆる金融商品の販売及び資産管理サービスを提供しようとする業務であるというふうに考えております。

○中川(正)委員 シティが撤退をしていく、あるいは、外資というのはそれなりに今苦労しておりますが、いろいろなレポートを読むと、それにつれて、日本の、いわゆる邦銀の方がこのプライベートバンキングに対して参入をしていく流れがある、それがそれぞれ投資家の方に対しても非常に強い働きかけとなつて今展開をされています。それだけに、それなりの定義づけが法的にも必要なんだろうと思うんですが、それはどう思われるかということ。

それから、もう一つは、信託とプライベートバンキングとの違いというか、ここのことなどをどうふうに整理をされていくのか。今、何かここはグレーゾーンみたいなもので、銀行が窓口になつてやつたときにはファイアウォールがずっと乗り越えられていて、昔あつたですよね、バブル

のころには追い貸ししてゴルフの会員権を買わせたりあるいは土地を買わせたりといふうな話が過去にあったわけですね。そんなことがシティバンクのさまざま、こんなことをやりましたよ

という話の中にも出てきて、その辺の整理をどこかでやつていかなきやいけないということがあるんだけれども、このまま邦銀がずっとコ

ミットしていくときに、またどんな処分をするのかという話の中で、シティバンクの一つの例と

いうのがもとになるんだろうというふうに思う

ですが、そういう意味での法的な整理というのはどう考えておられますか。

○伊藤国務大臣 プライベートバンキングの定義

というものを明確にがつちりしていくというのは、これはなかなか難しいところがあるんではないかというふうに思います。先ほども参考人の先生方と委員が御質疑をされたのを私も聞いておりましたけれども、基本的には、多様化する富裕層の資産運用のニーズに対応するために、あらゆる金融商品の販売及びポートフォリオ管理サービスを提供しよう、こういう業だというふうに私どもの方としては認識をしております。

他方、信託業務については、顧客の委託を受けるあたり、投資信託といった商品を提供するなど、多様化する富裕層のニーズへの対応といった観点にお

いては、これはプライベートバンキングと同様な機能を有しているというふうに思つております。

しかしながら、プライベートバンキングは、あ

くまでも銀行、証券会社等の金融機関の業務の一

部として法令で定められる業務の範囲の中で各金融機関の創立工夫のもとで行われているものであ

ります。品あるいはサービスについては関係の法規がござ

いますので、その関係法規に基づいて、金融機関

あるいは証券会社がしっかりととした対応をしてい

ます。そのための体制整備をしていくということが

あります。かかる、我々民主党がかねてから何回も何回も指摘しているように、金融サービス法ですね、横

並びで、消費者にとって、あるいは投資家にとって、しっかりとその辺の問題点といいますか、

その辺の規範というのがわかるというような法律

体系というのを考えいく必要がある、このこと

を改めてこの問題でも指摘をしながら、次の問題

に移つていただきたいというふうに思つてます。

これは早いところやつてください、プライベ

トバンキングなんていうのはどんどん今広がつて

いるわけですから。そういう意味では、時間の問

題です。かねてから、いろんなレポートを見て

あるのではないかという御指摘ではございまし

たけれども、おのののサービスについては関連法規がございます。銀行法、そして証券取引法、信託業法、保険業法、投資信託法、多岐にわたつておるわけでありますけれども、その関連法規にのつとつて、各金融機関においては法令遵守のた

めの社内規則の整備、そして経営管理体制の整備が求められるのではないかというふうに考えてお

ります。

○中川(正)委員 まさに問題はそこなんですよ

ね。昔は、銀行は銀行業務、証券は証券業務、こ

ういうことだったわけですが、こういうプライ

ベートバンキングなり、あるいは信託業法で今回

いろいろ新しい、いわゆる組成といいますか商品も出てくる。あるいはその扱い手も出てくる。こ

ういう形になつて、それそれが乗り合いしながら進んでいく中で、さつきのような、縦割りの業法で整備をしていますよという話は、これは役所だけに通じる話であつて、いわゆる投資家の方から見たら、業界が勝手にプライベートバンキングと

いう名前をつけたけれども、これは会社によつて

ある今はその扱い手によって中身が全然違うとい

う話なんですよ。こんな危ない話はない。だから、リスクも当然違つてくるんだろうけれども。

そういう意味合いで横断的な、ということは、

もっと言えば、投資家の立場に立つた横断的な一

つのルールづくりというのが必要になつてきたと

いうことなんだろうと思うんですね。だから、

日本のお業態の中でそこを考えていかなきやならな

いというのは、もうこれまであちこちで指摘が

あつて、その話を十分に大臣も問題点としては理

解していただいておるんだろうというふうに思

うんです。いつからやりますか。

○伊藤国務大臣 まず基本は、それぞれの金融商

業あるいはサービスについては関係の法規がござ

いますので、その関係法規に基づいて、金融機関

あるいは証券会社がしっかりととした対応をしてい

ます。そのための体制整備をしていくということが

あります。かかる、いろいろなレポートを見てい

る、いや、これはシティバンクだけじゃないよ、あつでもこつちでも、具体的にはこんなことをやっているというのはどんどん出ているわけですから。そういう意味で、改めてこの問題点を指摘しておきたいというふうに思います。

それから、この法案についてまず最初に聞きたいのはセーフティーネットがどうなっているかということですね。これについて答えてください。

○伊藤国務大臣 セーフティーネットについてのお尋ねがありました。

まず基本的には、先ほどの参考人質疑でもありましたように、私たちとして、信託業の担い手の拡大あるいは受託可能財産の範囲の拡大というものをしてきているわけありますので、信託業を担われる方の参入基準のところにおいてしっかりと見ていくということが重要でありますし、また、行為規制を設けさせていただいて、問題が起きないように、投資家保護の観点から、受益者保護の観点から、しっかりとした対応をしていくということが大変肝要ではないかというふうに思つております。

御指摘のようなセーフティーネットについてもう少し詳しくお話をさせていただくと、信託会社や信託受益権販売業者については一定金額の供託を求ることになつておりますので、これに対する優先弁済権を認める営業保証金制度を採用しているところでございます。そして、信託契約代理店については、一定の場合を除いて、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理等について、これは所属の信託会社が顧客の損害を賠償する責務に任ずる、所属信託会社の損害賠償責任が第八十五条によつて定められているところでござります。

(委員長退席、遠藤(利)委員長代理着席)

○中川(正)委員 供託で何%ぐらい返つてくるんですか。

○伊藤国務大臣 これは分配率に応じるということがあります。

○伊藤国務大臣 これは分配率に応じるというこれまで、先ほどお話をさせていただいた営業保

証金の金額においては、これは政令において定めさせていただきたいというふうに思つておりますが、今現在、運用型信託会社については大体二千五百万、委託型信託会社については一千万、信託受益権販売業者については一千万とすることを一つの水準と考えておりますけれども、この点についてもパブリックコメントに付させていただいて、広く意見を聽取させていただいて、それを踏まえて判断をしていきたいというふうに考えております。

○中川(正)委員 それはセーフティーネットとい

うレベルじゃないんだと思うんですよね。

日本の行政というのは、前から指摘されているように、法律をつくる、あるいは規則、規範をつくる、それを行政指導で徹底させていつて業界を従わせる、それによって消費者あるいは投資家の保護にもつながつていくという、それでいいんだ

このまま残っているんですね、この業法の中に。

しかし、基本的には、幾らそれでファイアウォールをつくって、それぞれ信託金は別に管理しなければいけませんよとかいうふうなことを言つてい

うとしても、それは、法を破つて、つぶれたときには何もなかつたというのは確実に出てくるわけですよ

ね。破綻というのはそういう種類のものなんだろ

うと思うんですよ。

だから、銀行を考えていく場合でも、そうしたこと

ネットについても御指摘がございましたけれども

も、実施状況を踏まえて、必要に応じて私どもど

うふうなものがつくられて、お互い業界として互

りして、あるいはそれに監督官庁も入つて制度化を

してくるということ、これが本来の投資家保護あ

るいは消費者保護ということになつてくるんだろ

うと思うので、そのところを一つ指摘しておき

たいというふうに思います。

次に、プレイヤーをふやしたわけですが、今想定している新規参入というのはどういう分野、これまでは金融機関だけが兼営という形でこの分野

でやつてきたということなんですが、新しくどの分野がこれに参入してくるというふうに想定をし

ておられますか。

○伊藤国務大臣 私どもとしましては、この信託

業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうに期待をしているところであ

りません、どんどん入つてくるという想定があるんだ

と、それとも、そのプレイヤーも、今の銀行よりも安全なというか安定したところだけを想定しているわけじゃないんだろうと思うんです。さまざまに流

れを許容していくという、胸を開いたんだろうとふうに思うんですね。それだけに、そこの部分をなぶらないで従来型でいくという考え方

は、これは間違っているんじゃないかという指摘をしておきたいと思いますが、どうですか、大臣。

○伊藤国務大臣 委員からは大変重要な指摘を受けたというふうに思つております。だからこそ、信託業を担う方については、財務の健全性というものを確保していく、また業務の適切性というものを確保していくことが非常に重要であります

し、この信託については、分別管理をしていくと

いうことが非常に重要なことではないかというふうに思います。そして、ディスクロージャーとい

うことも非常に大切な問題だというふうに考えて

いるところであります。

こうしたものを整備しながら、セーフティーネットについても御指摘がございましたけれども

も、検討していきたいというふうに思つております。

○中川(正)委員 こうした形でプレイヤーをふやしていくきっかけにこういう仕組みもあわせて出してくるということ、これが本来の投資家保護あ

るいは年金の運用をするとかいうふうな想定は

想定されているわけですか。例えば、そういう意

味では、不動産、それから証券先物取引等々、金融業態ではさまざまにあるわけですね。こういう

ところが参入をしてくる。

よく言われるのは、一般の大手の製造会社や何

かが子会社をつくって自分の資産の運用をする、

あるいは年金の運用をするとかいうふうな想定は

わかりますよ、これはこれでいいんです。そういう

こととじやなくて、今業態がさまざまにあって、

金融という部分あるいは不動産という部分で活動

をしている、そういうところがこの業界に入つて

きてトータルでやつていくということも想定され

ているんですか。そういうところに対しても免許

を出す、あるいは登録してもらって結構ですよと

いう想定になつてゐるんですか。

○伊藤国務大臣 これは、多様なニーズにこたえ

ていくためには、多様なノウハウを持つている

方々に信託業の担い手として参入をしていただき

ふうに思つております。ですから、先生が御指摘

になられた、事業会社の方だけではなくて金融機

関の方々も含めて広く参入をしていただいて、そ

して、例えば知財権の有効活用でありますとか、そ

ざまざまな信託をめぐるニーズというものはあり

ます、そうしたものにこたえていただけるような

せる体制が備わっているかどうか、この点を十分審査していくことが重要だろうというふうに思っております。ブロの中でもこれはいろいろなレベルがあるうかというふうに思いますし、私どもとして、こうした面をしつかり見ながら、委託者あるいは受益者の保護を図っていくこととしているわけであります。

思います。

信託法の改正につきましては、法務省において、この秋から法制審議会で審議を開始したところでございまして、平成十七年度中を目途に信託法改正の関係法案を提出する、このことをを目指して現在作業が進められていると承知をいたしているところでございます。

信託の乱用、信託概念の乱用ということでお尋ねがござります。そこで、当時、大蔵省が規制に乗り出したということになります。信託の概念、その理論、法的な定義というものがあるとともに業に業が既に動いてしまっている、まずは基本法の制定が必要だということを強く考え方、當時の司法省、今後の法務省に当たるんでしょうか、こちらに働きかけられて、信託法の制定そして信託業法の制定という、この二法をワンセットでつくっていこうということに取り組まれました。

お手元にお配りをした資料がございますが、その資料の中に「信託の法体系」というものを入れております。これは一枚目でございますが、ごらんいただきますと、信託法並びに信託業法、この公布と施行日に関しては同じ年月日となつております。つまり、業がスタートをした上で、大蔵当局が当時、この業規制をしなければならないということでお慌てでつくった、これが信託業法注であり、そして司法省に働きかけてつくったのがあります。

信託法であるという現実でござります。
つまり、今回抜本的な改正をしなければならぬ
い信託制度の法体系の特徴としては、立法の中核
重心が、各法的な信託業法にあつたという点にあ
ります。本来ならば、基本法である信託法、こち
らから信託とは何ぞやというところを突き詰めて
いくべきであるはずなのに、業の規制ということ
が前提にあつた。補完的な位置づけとして、本来
制定されるべき基本法、一般法の信託法が位置づ

けられてしまつたということになります。
さて、こうした信託業法が制定された後に、これは大正十一年でございますから、ようやく業法にのつとつて、当時の大蔵当局は信託と銀行の競争別ということを考えておられました。ところが、戦争が始まりました第二次大戦下、戦時下の中での非常事態が起きてきたわけです。この非常事態の中で、国家の資源、資本の集約ということが求められるようになりました。

が、普通銀行等ノ貯蓄銀行業務ハ信託業務ノ兼等ニ関スル法律、いわゆる兼營法というものが例外的に規定をされた。分離、峻別するという方針から、戦時下において貯蓄性の資本というものをまとめていこうということで、兼營法をつくつて統合を図るということを行われたわけあります。大手銀行、あるいは大手の信託会社、そして都銀、地銀といったものが吸收合併をしていき、信託のいわゆる専業七社というものがこの段階で、戦時下において形成をされていった。この例外的な規定である兼營法。つまり、信託制度においては、信託法、信託業法、兼營法というこの三つの法律によって今日の制度がつくられている。そして、戦後になりました。戦後になりますと激しいインフレです。信託の業務は当時金銭信託が中心でしたから、当然ながら、激しいインフレの場合には金銭信託が破綻をします、預け入れが途絶えるということになりました。昭和二十三年に専業の信託会社にも銀行業務を兼營せよという当時の大蔵省からの強い指導があり、そしてさらには、戦後昭和二十七年でありますが長期信用銀行法ができて、長短の分離政策というものがとられるようになった。そして、兼營の銀行に対しては信託業務の放棄を求めるようになつたわけであります。この段階におきまして、信託銀行専業七社以外に信託業というものの放棄を始めたわけですね。銀行に、一たん兼營してもいいよという形にしたが、その後に、すべて信託業は放棄しなさいという形に指導していかれた。結果として、この兼營法によつて専業七社という体制が残つてしましました。

信託業法に基づく営業免許取得による信託会社というのはゼロであります。そして、信託業法そのものは死文化をしてしまいました。つまり、基本法である信託法、これが信託業法とセットでつくられていく中で、戦時下の例外規定という兼营法が今日まで信託制度の中心をなす、中核をなす法律であったということになります。

先ほど大臣は、規制改革三カ年、これと市場の

ニーズに合わせて見直しが必要だということをお話しされました。信託法の改正を待たずしてやるべきだということで今回の法案の提出となつたということがあります、兼営法、こちらに関しても十分に見ていく必要があるというふうに私は考えております。

そこで、この兼営法の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず、信託銀行以外、現在不動産売買というものができないということになつております。これ

はお手元の資料の「金融機関による信託業務について」という表でございますが、これを見ますと、信託銀行以外は不動産業務、売買等々できないということになつております。都銀の子会社、地方銀行、都銀本体、これはバツ、バツ、バツ、でき

ない、こうのことになつております。これが、なぜ不動産売買ができないということになつておられます。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきます。平成十三年に銀行法の改正を行わせていただきたいわけありますけれども、この中において、信託業務における競争というものを促進して利用者の利便性というものを向上していく、こうした観点から、都市銀行等の本体での信託業務を解禁したところでございます。

その際、金融機関については、他業を営むことによるリスクの遮断、そして銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性確保、こういったこと等による銀行経営の健全性確保、こういった他業禁止の趣旨を踏まえて、不動産媒介業務など金融機関の本業との親近性が比較的小さい業務について、参入を認めないとしたものであります。

○馬淵委員 他業禁止という趣旨だということでございます。されではお尋ねしますが、今回の改正で、信託会社の方は不動産売買はできますか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。信託会社の兼業がどこまで許されるかというところでございますが、兼業についてはいろいろな要

件を課しておりますので、その要件がクリアされれば不動産売買ができるということでござります。

一般にホールディングスと呼ばれる会社です。この財務金融委員会の場でも、さまざまなものがあります。その新しい信託会社というのは不動産売買ができる、こういうことでござりますか。

はい、できるという御回答をいただいたということがでございますが、都銀子会社並びに地銀、都銀、地銀あるいは都銀の子会社に対して、不動産売買というのを解禁する方向でござりますでしょうか。

○馬淵委員 今回の業法改正で、担い手の拡大がございましたが、今回の信託業法の改正でございました。例えは、いつもここで話題を上っていますUFJホールディングス、このUFJホールディングスには、その傘下に銀行と信託会社がござります。そして、ホールディングスの傘下にあるこの銀行、信託会社、これらが実体上は一体であります。このホールディングスの傘下にある銀行は

不動産売買ができないけれども、このホールディングスの傘下の信託会社はできる。そして、経営そのものはホールディングスで一体なんです。

先ほどのお話をすると、新たな信託会社の不動産売買は認める。そして、専業七社と呼ばれる信託会社の不動産売買も、先ほどの流れの中で非常にいびつな形で兼営法が残って、不動産売買も認めてきた。しかし、都銀や地銀あるいはそれらの子会社は、その業務のリスクの遮断ということでは認めない。でも、一方で、ホールディングスという新たな金融持ち株形態の中にある場合、これは認めない。でも、一方で、不動産売買をしているのと同じことになる。つまり、市場がいよいよ今まで今日継続しているということにならないですか、大臣。お答えください。

○伊藤国務大臣 一連のこの改革の中で私どもがやはり基本的に考えてきたことというのは、今までの金融の縦割り、そうしたものを超えて多様なサービスをしていく、そうしたことにできるだけこたえていかなければいけないということと、そして一方で、金融機関の健全性、その健全性にかかるリスクというものはできるだけ抑えていく、そうしたことを考えながら今日までの改正が行われてきたというふうに考えております。

今お答えだったというふうに感じるのは、大臣、最初に、規制改革三ヵ年のこの計画のつとて業法を改正しなければならないというふうに思つて、これを一生懸命頑張つてこられたわけであります。それで、先ほどもお話をありましたように、信託法は法務省の話なんですね。だから所管

はならない、そのときには兼営法も当然ながらといたしました。それで、これが一生懸命頑張つてこられたわけですが、大臣、最初に、規制改革三ヵ年のこの計画のつとて業法を改正しなければならないというふうに思つて、これを一生懸命頑張つてこられたわけであります。それで、先ほどもお話をありましたように、信託法は法務省の話なんですね。だから所管

をしっかりと見て検査監督というものが行われているわけであります。

そうした、今お話をさせていただいた基本的なあり方というものを考えていく必要があるといふふうに思つております。

○馬淵委員 ではお尋ねしますが、大臣、兼営法は見直さなければならないものでしようか。お答えください。

○伊藤国務大臣 兼営法の見直しでありますけれども、先ほど委員から非常に詳しく歴史についての御紹介がございました。その中で、やはり、信託の基本法である信託法、これを今、見直しの作業が法務審議会の中で検討をされているわけあります。私どもとしても、こうした信託法の改正の内容がどうなつっていくのか、そうしたことを持ったとしても検討していく所存でございます。

○馬淵委員 いや大臣、今のお話は、私、先ほどお話をすると、新たな信託会社の不動産

銀行の子会社とすることで、御質問はそういうことでござりますね。

今の御質問でござりますが、今は、信託会社の兼業についてどう考えるかという問題と、それから、銀行がどういった兼業を行えるかという問題があるかと思います。

○馬淵委員 銀行の参入を認めない、都銀や地銀、こういったものの不動産売買の参入は認めないということで今お答えをいただきました。さて、こうした信託制度の見直しを今されているわけですが、一方で、金融のシステムそのものも大きく変わってきた。そして、銀行のものも大きく変わってきた。そのため、銀行も御指摘がございましたが、その中でも、銀行法等において、各金融機関はその健全性の確保ということをしっかりとやつていかなければいけないわけでありますし、また、私どもとしても、業務の健全性やあるいは適切性というものも形態を大きく変えていきます。

えようとするならば、兼営法の見直しはなぜやらないんですか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の兼営法でございますが、先生もこ
れは御承知だと思いますけれども、今回の信託業
法の改正に伴いまして、必要な見直しはしておる
わけでございます。ただ、もともとの信託法の見
直しが作業が進み、しかも、それに伴つて信託業
法が変わることになれば、また兼営法のあり方につ
いても検討していくことでござい
ます。

○馬淵委員 全然お答えになつていないです。
必要なところを変えていくというのは、それは當
然ですよ。信託業法にかかるところが変われば、
兼営法、これは文言を変えるのは仕方ないですよ。
附則で変えておられますね。それは知つて
いますよ。

そうじゃなくて、私が申し上げているのは、信
託業法と兼営法、これは先ほどから申し上げてい
るよう、業法の原則があつて、例外規定が兼営
法なんですよ。その兼営法を今回見直さないのは
なぜなんですか。大臣お答えください。そして、
兼営法に関しては見直しを早急にされる御用意が
あるんですか。大臣お答えください。大臣お答え
ください。

○伊藤国務大臣 現行の法体系上、銀行等の金融
機関については、その業務の適正な遂行を図るべ
く、銀行法により厳格な監督を行ふとともに、金
融機関としての特色を踏まえ、兼営法において、
金融機関が信託業務を兼営するに際して、財務の
健全性の観点から、特に留意すべき規制、大口信
用供与の算定方式等を定めているところであります。
このような兼営法は、信託業務を兼営する金融
機関の特色を踏まえた規定を整備いたしており
まして、今後とも信託業法とは別に存続させる必
要があるというふうに私どもとして考へておる中
で、今回は、信託業法の改正に伴い必要となる部
分の改正を行つたところであります。
そして、一番重要なのは、この後、先ほど来お

話をさせていただいているように、この信託の基
本法である信託法の改正が行われているわけであ
ります。その改正がまだどのような形で行われて
いくかということは、今後、議論の中で検討され
ます。

○馬淵委員 大臣、もう一度お尋ねしますよ。
信託業法で担い手の拡大を図つておるわけじゃ
ないですか。そして、担い手の拡大を図る中で、
今申し上げたように、不動産売買というこの業務
そのものが、金融の形態が変化してくる中でいび
つな形になつておられるのではないか。先ほど申し
上げたように、ホールディングスという金融持ち
株会社がすべて実体上一体なわけであつて、都銀
も信託も実体上一体なわけで、ならば、そこで不
動産売買やつてはいるのと同じことになる。このよ
うにいびつな状態であるのを変えていこうとい
うことが、担い手の拡大のときに当然必要と考え
べきじゃないですか。

信託法、基本法を変えなきやできないんだった
ら、信託業法だつて変えられないじゃないですか。
信託業法は、信託法が変われば変えるんだ、その
ときに兼営法を変えるんだ。おかしいじゃないで
すか。今日まで原則この例外規定が生きてきたわ
けですよ。この信託業法が死文化してきたのを復
活させようと一生懸命努力が死文化しているのならば、
兼営法の見直しがなぜセットで行われないんです
かと、私はこう申し上げているんですよ。信託法
を変えたときに変える。出てくるでしょう、それ
は。信託業法も見直さなきやならぬでしょ。そ
のことは、私はよくわかつております、理解してい
ます。

再度、確認ですよ。信託業法と兼営法がセット
で改正されなければならぬということをお話しさせて
いたいと思います。

識されておりますか。それとも、信託業法だけ、担
い手の拡大だけ言われて、規制改革の三ヵ年計画
にのせるがために、これだけ先に進めたということ
ですか。お答えください。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託につ
いて、受託範囲というものを拡大してそして信託
の担い手というものを広げていく中で、金融資本
市場の基盤整備というものを一層進めていこう。
そうした視点の中で信託業法の改正というものを
行わせていただきたいということと御審議をお願
いしておるわけであります。こうしたものを進め
ていくに当たつて、やはり手順、ステップという
ものは非常に重要であります。混乱を起させな
い中で、いろいろなニーズにできるだけこたえて
いきたい。そうした中で、この信託業法を先行し
て御審議をお願いさせていただいているところで
ございます。

兼営法について、この信託業法に合わせて見直
しをさせていただいていることは委員御承
知のとおりだというふうに思つておりますけれど
も、兼営法においても、委員からは先ほどいろいろ
な御指摘がございましたが、この兼営法の意味
というものがございました。先ほど来お話をさせ
ていただいているように、金融機関が信託業務を
兼営する際に、やはり財務の健全性という観点か
ら、特に留意すべき大口信用供与の算定方式等を
定めている、こうしたことは非常に重要な規定だ
というふうに思つておるところでござります。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

金融審の中間報告というのが出されておるわけ
でございますが、ここで信託のいろいろな形態に
ついていろいろな議論がございました。
今回それが反映されておりますが、一つは維持
管理型の信託、それから流動化型の信託、それか
ら運用管理型の信託、そういう信託に区分をし
て、参入基準の内容等に差を設けることが考えら

○馬淵委員 大臣、答弁をお読みになられて、今
の御説明、果たしてどれほどの国民の皆さんある
いはこうした業務に精通される方々が納得され
てしまうか。金融庁の所管というこの業法、そし
て兼営法、それに対して本当に市場の公正性を保
つということを大臣が一生懸命に取り組まなけれ
ばならない、よく御理解されていると思うにもか
かわらず、今のような御答弁は本当に残念です。
信託会社、新たに担い手を拡大した、不動産の
売買もさせていく、そういう一つ一つの市場の拡
大を図る中で、小泉さんが提唱している三ヵ年計
画、この中で、金融サービスを発展させるための
基盤整備ということで一生懸命にやられたかもし
れないが、本来的に、兼営法とセットで見直すべ
きもの、原則と例外が入れかわつたものを直すの
であれば、二法同時に正すべきであるということ
が必要であると私は強く申し上げて、別の論点に
移りたいと思います。

今のお話で、もう兼営法のことは置き去りだと
いうことはよくわかりましたが、担い手の拡大の
中では、信託会社が新たにできるということ以外
に、契約代理店並びに信託受益権の販売業、これ
らが新たに創設されるということが盛り込まれて
おります。チャネルの拡大ということで、非常に
これも意味があることだ、そういう議論が行われ
たんだと思います。

そこでお尋ねをします。
信託受益権の販売業務というこの制度の創設に
つきまして、金融審、こちらでは議論はありまし
たでしょ。イエス・オア・ノーでお答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

れる、そういう御指摘があつたわけでございます。

その中の流動化型信託というのがござりますけれども、この信託の概念を、信託の引き受けと組成された信託受益権の移転という二つの行為に分割されると考えて、前者を信託業、後者を信託受益権販売業という別々の業務として整理をいたしました。

○馬淵委員 区分したというお話ですね。それが議論ということですか。

ではお尋ねしますが、では、参入が想定される信託受益権業者というのは、具体的なイメージはどういうものでしようか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

これはいろいろなケースがあろうかと思いますが、まず、オリジネーター、いわゆる原資産の保有者として信託受益権の販売を業とする者としては、法律に基づきます小口債権販売業者となつております。

それからもう一つ、仲介者といたしましては、例えば、信託業務全般について……（馬淵委員「仲介、要らないです」と呼ぶ）よろしくござりますか。

それでは、そういうことでございます。

○馬淵委員 具体的なイメージということで、今お話をお聞かせいただきましたが、実際には、知財等などの流動化の市場などということも、これは巷間さまざまな金融経済誌などにも書かれております。

さてそこで、私は先ほど来、拙速に過ぎる信託業法の制定ということがされていないかといふことをお尋ねしてきたわけですが、今回のこの受益権販売業者ということについて、信託スキームそのものをもう一度見直してみました。つまり、信託スキームを積極的に活用している市場

といふものはどういうものがあるのか、それを考えますと、今現在、最も活用しているのは不動産の流動化ビジネスだと思います。

さて、この不動産流動化ビジネスが行われて、今盛んに信託スキームを使って行われているわけですが、受益権販売ということ、先ほど知ります。

その業とする要件の最大のポイントをお答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

法律では、「信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業」を受益権販売業といふように位置づけてございます。

具体的に申し上げますと、信託受益権の販売を営業として行うこと、さらに受益権の保有者からその受益権を第三者に移転することの代理または媒介を営業として行うこと、これが該当するといふふうに思います。

○馬淵委員 その、販売する、営業する、これはつまり、営業するのは何をもって業とするかとお尋ねしたんですが、つまり反復継続ということが業となす要件である、そういうことによろしくですか。イエス・オア・ノーでお答えください。

○増井政府参考人 そのとおりでございます。

○馬淵委員 そこで、受益権販売ということ、これをお業となすということは、反復継続性があると

る。前のページを見ていたければ、資金調達のバランスがここでとられるわけです。YK・TK方式の調達構造、これはバランスシートなんですが、不動産流動化ビジネスそのものの御説明、皆様方よく御存じかもしれないんですが、御説明をそつとさせていただければなと思います。

お手元の資料の四枚目の方をめくついていただけます。これは不動産流動化ビジネスの一類型なわけであります。この図がわかりやすいので、ちょっととYK・TK方式のものをお出ししました。

まず、信託財産、信託に供するような財産、今までに不動産ということで限れば不動産をお持ちの方、これは一番左端の原保有者という方です。この方が不動産を信託財産として信託銀行、信託会社、今回信託会社等ですね、これも担い手が広がるわけですが、そこに信託します。そして信託受益権を委託者が持ります。そして不動産の流動化では、この委託者が受益権を持つている。この受益権を、この右にありますSPC、これは特別目的会社というものなんですが、SPCに受益権を譲渡します。そして、流動化ビジネスの方々といふのは、このSPC、これは有限会社で大抵やられるんですが、有限会社のこと、これをYKと呼びます。有限会社、会社をつくるには出資をせねばなりません。この有限会社に出資をするところ、これを匿名組合出資者で出資をしていただきます。この匿名組合出資者のことをTKと呼びます。SPCをつくるというときには、匿名組合、T Kから出資をいたぐ。そして今度は受益権を譲渡されるわけですから、不動産が実質動いたのと同じになるわけです。不動産を担保にしてのデット、借り入れを行います。債務として受け入れます。それをレンダー、銀行から借りるわけですね。これは不動産担保の借り入れですから、不動産担保内ということで、これをノンリコースローンと呼んでいるわけですが、このSPC、有限会社に出資をする匿名組合出資者TK、ここに銀行などの貸し手がノンリコースローンをつけます。

前ページを見ていたければ、資金調達のバランスがここでとられるわけです。YK・TK方式の調達構造、これはバランスシートなんですが、信託受益権という資産に対して、デットとしてのノンリコースローンと、そして資本としての匿名組合からの出資金で、これでバランスしているわけです。この状況がSPCにあります。

これが一般的に、YK・TKは別としましても、このような何らかの形で、SPC、特別目的会社をもつて不動産というのが流動化しています。もう一度見てみます。これは不動産流動化ビジネスの中身になります。空になつて、これは清算がされます。この場合は、一回の処分で、一回の取引でこのスキームは終了です。

しかし、現実にはさまざまなバルクの不動産、例えば五十件の物件をバルクとして信託した場合には、受益権一号から五十号までが、これは一つの信託財産として受益権が五十分割されたものが出てきます。そして、それを、SPCに受益権譲渡をした場合、このSPCは、最終的にその受益権をすべて処分するまで反復継続の受益権のう皆さん方はよく御存じだと思うんですが、このように行われています。

さて、この流動化ビジネスの中で、先ほど来て、反復継続という形で受益権が売られる、この場合は受益権販売業者だという御説明だったと思います。しかし、私がここで申し上げたいのは、本当に実態というものをよく議論されたんですかといふことなんですね。

先ほど、金融審の議論の中では、契約代理店と販売業者というのを区分しなければならないといふ議論があつたというお話をしました。実態のお話はないと、私はそのように聞いています。十分な市場の実態調査やビジネスモデルのことを確認せず、今はこの法制度に盛り込まれているのではないかと思えてならない点が、このSPCのスキームの中に出てくるんです。

○馬淵委員 御説明します。

一件の不動産、例えばビルなんかとしましょうか。ビルをお持ちの所有者が、信託して受益権を得る。そして受益権をSPCに譲渡する。SPCは、これは指図者の契約を、アセットマネジメント会社、AM会社といいますですが、AM会社と契約を交わして、売れたの譲渡だのという指図をAM会社がやります。SPCというのは、これはペーパーカンパニーなんです。ただ単にお金が入ってくるだけのペーパーカンパニーです。ここで受益権が譲渡される。ビル一棟が譲渡されれば、SPCの中身は空になります。空になつて、これは清算がされます。この場合は、一回の処分で、一回の取引でこのスキームは終了です。

譲渡をやり続けることになります。このような業務形態というのは、決して特別なものでも何でもありません。この不動産の流動化スキームの中で、SPCを使つたYK・TK方式の業務の中では、反復継続の受益権販売が続くんです。

となれば、今回、法規制の中で登録制度ということになつています。そして、同僚議員もお尋ねのあつた人的要件あるいは當業保証金、さまざま登録という形の要件の規制がかかつてきます。私がここでお尋ねしたいと思いますのは、こうした実態を考えれば、このSPCを使つたYK・TK方式のような受益権販売業と見まがうような取引、つまり、普通にその取引をしているのに、一つ一つにすべてこれは登録をしていかなければならぬという話になります。

会社がそんなどくさんつくられるのかという疑問が皆さんの中におわきかもしませんが、このSPCは、一回こつきりなんですよ。一回こつきりというのは、一回その受益権をすべて譲渡してしまつた後は処分、これは清算なんですね。なぜか。一度と使わない。同じSPCを二度使うということは、レンダー、銀行が嫌がります。既にあつた受益権、その資産の販売の中で瑕疵があるかないかということがわからないものですから、レンダーはつきません。一つ一つの取引にすべてSPCをつくりしていくんですよ。膨大な不動産流動化ビジネスが展開していく中で、このSPCに毎回毎回登録制を設けるということになります。これが現実的な対応と果たして言えるんでしようか。

私はここでお尋ねをしたいわけありますが、こうした実態をかんがみて、大臣、この不動産流動化ビジネスのSPCを用いたスキームに対しても、どのような対応をとるべきだとお考えですか、お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

今のお先生の御指摘は、この絵の中のSPCが受益権の販売業になるかどうかという問題ではなく、基本的に、今おつしやつたように、SPCが受

益権を譲渡、販売して、最後にいわば清算という形でもに戻すということになるんだろうと思ひますが、そういうことに対し、私どもよくまた実態を見まして、これは原則としてといいますか、一律になかなか申し上げることはできないかもしませんけれども、一つ一つの実態をいいというふうに思つております。

○馬淵委員 いや、だから、私は先ほどから拙速に過ぎないかと申し上げているんですよ。いいですか。この不動産流動化のスキームといふのは、目の前で不動産屋さんが並んで売つてゐるのは違うので確かに見えにくいかもしないが、現実の市場の中ではおよそ三兆近いアセットボリュームがある。よく事情をかんがみて対応をよろしくお願いします。この法律ができるた後、たちまち不動産流動化の法律ができるた後は、たしかに見えてくることは違うので確かに見えにくいかもしれない。業界のボリュームがある。よく事情をかんがみて対応をよろしくお願いします。

では、逆にお尋ねします。どういった方法でそこまで、このYK・TK方式、恐らく一兆近いアセットボリュームがある。よく事情をかんがみて対応をよろしくお願いします。この法律ができるた後は、たしかに見えてくることは違うので確かに見えにくいかもしれない。業界のボリュームがある。よく事情をかんがみて対応をよろしくお願いします。

○馬淵委員 私がこの委員会の中で明らかにしていきたいのは、結局、この当局の皆さん方、実態をよくごらんになっていらっしゃらない。業界の改正、あと、これは信託法を見直してから、そしてその上に兼営法を見直すというお話ですが、そもそもこれは八十二年間ほったらかしなんです。時間がない、間に合わないの話じゃないんですね。八十二年間そのままにしておいて、そして市場がゆがんだままの状況でこの法律を通して、いや後から見直します。今申し上げたように、できるのかというふうに考えますと、私は、一つ一つの取引にすべてSPCをつくりしていく中で、このSPCの登録の部分に関しては、受益権の販売業そのものを限定列挙するといふ方法があるのではないかとも考えていますが、大臣、これはいかがでしょうか。

一方では、こうしたSPCを用いたYK・TKのよな信託スキームに関しては適用除外というような形を設ける必要があるのではないかとも考えますが、大臣、これはいかがでしょうか。

○馬淵委員 大臣、本当にしつかり実態を踏まえて、正さねばならないと申し上げているのは、裁量行政なんです。法の支配のもとに行われるべきこの国の中での裁量行政によってゆがめられてしまつては何もならない。八十二年間も放置して、時間がない、間に合わない、これでは通らないんです。信託法の改正、兼営法の改正、そして市場実態に即した制度設計、こういったものが、今の行政権が正しい行動をとつていてと言えるんでしょう。

もう時間もなくなつてしまいましたが、先ほど立をいたして施行されてからゆっくり考へるといふう申し上げたわけではございませんで、この法律の施行までにそれぞれの実態を見ながらよく考へたいというふうに申し上げたわけでございました。

○伊藤国務大臣 委員から御指摘をいただいていふ点については、実は不動産関連の関係の皆様方からも私どもの方に問い合わせがあり、また、私どもとしても、ワーキンググループのヒアリングを御紹介して終わりにしたいと思います。

これはどういうことかと申し上げますと、かつてこんなことがございました。先ほど申し上げたそういう意味で、先ほどの先生の御指摘も踏まえて、よく実態を踏まえながら考へていきたいと思つております。

○馬淵委員 では、確認しますよ。問題があると御認識ですか。そして、それに対して限定列挙あるいは除外規定などを盛り込むべきだとお考へですか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

やり方をどうするかということも含めて、今のやり方をどうするかということも含めて、今はもうちょっと別のやり方もあるかもしれません。いははもうちょっと別のやり方もあるかもしれません。

いずれにいたしましても、この取り扱いについてよく検討いたしたいということでございます。

○馬淵委員 私がこの委員会の中で明らかにしていきたいのは、結局、この当局の皆さん方、実態をよくごらんになっていらっしゃらない。業界の改正、あと、これは信託法を見直してから、そしてその上に兼営法を見直すというお話ですが、そもそもこれは八十二年間ほったらかしなんです。時間がない、間に合わないの話じゃないんですね。八十二年間そのままにしておいて、そして市場がゆがんだままの状況でこの法律を通して、いや後から見直します。今申し上げたように、できるのかというふうに考えますと、私は、一つ一つの取引にすべてSPCをつくりしていく中で、このSPCの登録の部分に関しては、受益権の販売業そのものを限定列挙するといふ方法があるのではないかとも考えていますが、大臣、これはいかがでしょうか。

一方では、こうしたSPCを用いたYK・TKのよな信託スキームに関しては適用除外というような形を設ける必要があるのではないかとも考えますが、大臣、これはいかがでしょうか。

○馬淵委員 大臣、本当にしつかり実態を踏まえて、正さねばならないと申し上げているのは、裁量行政なんです。法の支配のもとに行われるべきこの国の中での裁量行政によってゆがめられてしまつては何もならない。八十二年間も放置して、時間がない、間に合わない、これでは通らないんです。信託法の改正、兼営法の改正、そして市場実態に即した制度設計、こういったものが、今の行政権が正しい行動をとつていてと言えるんでしょう。

もう時間もございませんので、最後に、皆様方に、そして大臣にお伝えをさせていただきたい。この信託市場の今日の経緯の中で、いかに当局がその市場実態をゆがめてきたかというエピソードを御紹介して終わりにしたいと思います。

経緯の中で、大蔵省が、戦時下の資源集約ということで、兼営法によつて銀行に信託業務をさせることを認めたが、戦後再びそれを分離する政策をとつた、長短分離政策をとつた。しかし、その長短分離政策というのは、法律によらずに行政指導という形で、普通銀行に対し信託業務の放棄を迫つた。ほとんどの銀行がこれに従い、その結果

○中塚委員 民主党の中塚一宏でございます。
きょうは、谷垣大臣にお越しをいただいており
ますけれども、大臣、何かお昼に御予定がおあり
だということで、まず冒頭、大臣からお伺いをさ
せていただきたいというふうに思います。

き上がつたわけあります。
しかし、このときに一行だけ、有効な法律に基づいて実行している業務を法律の根拠なく停止するようなことを求める不合理な行政指導には、断固としてそれをのむわけにはいかないと抵抗したこところがございました。大和銀行でございます。
これに対して、当時、昭和四十年二月十八日の衆議院の大蔵委員会で、当時の大蔵省の銀行局長が、大和銀行の信託分離をぜひ実現させたいというとの旨を発言されておられます。

当時の議事録がござります。当時の高橋銀行局長が「私どもとしては多少無理がありましても、この際、ほんと一行きでございますが、」これは大和銀行のことです、「それだけが残つているといふ点についてはやはりこれは欣然としないものがあるのと何とかしなければならぬだろう」ということで、目下非常に急いで検討しておる段階でございます。」と。国会の場で、銀行行政の責任者が合法的に行われている銀行の業務をとめさせると宣言する、極めて異例な答弁がここに残つてゐるんです。

このような、まさに裁量行政、際限なき裁量行政と言わざるを得ない、このかつての金融行政當局。今大臣が所管をされているこの金融庁におかれましては二度とこういったことが起こらぬよう、過去の轍を踏むことなく、裁量を振りかざすことなく、健全な市場の育成を目指して政策の実行を図つていただきたいということを最後にお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

○中塚委員 民主党の中塚一宏でございます。
きょうは、谷垣大臣にお越しをいたいでおりま
すけれども、大臣、何かお昼に御予定がおあり
だということで、まず冒頭、大臣からお伺いをさ
せていただきたいというふうに思います。
まず、ダイエーの問題でござります。
大臣は、産業再生担当大臣、初代でいらっしゃつ
たわけですね。まさに民間の英知を結集した組織
だというふうにお述べになつたこともあるわけな
んで、そういう意味では機構ができるのに立ちち
会つたということでもあると思いますが、今、こ
の委員会で原口委員も私も取り上げてまいりま
したこのダイエーの問題について、今も主務大臣の
お一人でござりますし、また、かつて担当大臣を
されたというお立場で、どちらかというと後者の
お立場でお話を伺いたいというふうに思うわけで
あります。
十一月九日の私どもの原口委員の質問の際に、
担当室長藤岡参考人がお答えになつておられるわ
けですが、要はデューデリジェンスにかかる期
限の設定ということがありました。
それについて期限を延ばせとかいう話があると
いうことについて、この期限を設定する、産業再
生機構 자체が时限存続の機関であるということ、
そしてまた、産業再生機構法の中にも公正中立で
やらないかぬというようなことが書いてあるとい
うこと、そんな中で、この期限の設定というのは
やはり業務の根幹にかかる部分だろうという原
口委員の質問に対し、藤岡参考人は業務にとつ
て非常に重要なことだというふうに理解している
というふうに答弁をされているわけであります。
さて、ここで谷垣大臣にお伺いをいたしますけれ
ども、まず、産業再生機構の設立の趣旨、目的、
業務のあり方、それに加えましてこの藤岡参考人
の答弁、この期限というのが、存続期限自体が切
られている機構にとってデューデリの期限とい
うのは業務にとつて非常に重要なことだという答弁
をされているわけですが、これについての大臣の
御所見を伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 産業再生機構が何のためにつくる
くられて、どういう組織であるのかというのは原口
さんにも御答弁をいたしましたけれども、不良債
権処理を進めていけば必ずその背後に重い債務の
くびきで悩んでいる事業がある、その両方を一
的に車の両輪として再生というか処理をしなけれ
ばうまい方向にいかないという、当時課題がござ
いました。本来、こういう事業再生は民間の論理上
で、市場の論理で自動的に進んでいけばそれによ
ったことはないわけですから、なかなかそういう
いう進まない情勢がございました。

したがいまして、この例えが適當かどうかはわ
かりませんが、私はよく内部で、かつて富岡でも
製糸工場というものが官営工場でできた、それが
民間の産業をつくるのに役立った、だから、こう
いう事業再生みたいなもの、ある程度官が後ろ
にいるような形で複雑な利害の調整なんかが進ん
でいくような仕組みをつくる必要があるんじゃな
いかと考えたわけでございますが、同時に、しか
しその手法というのはマーケットを重んじた、市
場の規律というものを重んじた姿でなければいけ
ない。その二つを、なかなかバランスが難しいわ
けですが、できるだけその二つのバランスが調和
するような形の組織、中立公正で民間の論理を重
んずる組織ということでこれをつくったわけでござ
います。

そこで、委員のお尋ねのように、では、支援の
期限といいますかそういうものを切ることがどう
いう意味があるかということでございますが、現
在私は主管の大臣の一人でございますが、見てお
りますのは、要するに国民負担が余りにも過大に
ならないように歯どめをかけるという立場から今
見ておりますので、個別具体的の判断は、ちょっと
今遠いところにおりまして、お答えする資格がござ
いません。

一般論として言えることは、おっしゃいました
ように、二年間の时限の機関でございます。来年
の三月までですから、それまでに、时限の期限と
いうのは五年間ですが、買い取り、支援を行うの

は最初の二年間でござりますから、その枠内にさめるはどうしたらいいかというのは、これは機構が判断することですが、機構にとつては大事な問題であったと私は思います。

○中塚委員 加えて、齊藤社長は、要は機構は何が何でもダイエーをやりたいわけじゃないといふうにもいろいろなところでお話になつてゐるわけですね。今大臣がいみじくもおっしゃつたように、民間の論理、市場の論理でやるべきものだけということなわけですから、そういった意味で、何が何でもやりたいわけじゃないけれども、機構も来年の三月三十一日までということがあるからこのデュー・デリの期限も設定をしたということになるわけなんですが。

ということで、すばり伺いますが、では、機構にとつて重要なことだというその期限について、それを延ばせとか延ばすなとか、まあ延ばせと言つてはいるわけですが、延ばせということについて、これは要是いわゆる介入ということではないのかというふうに思ひますが、大臣の御所見はいかがでしようか。

○谷垣国務大臣 これは、経済産業省の御判断は私申し上げる立場ではありませんけれども、それぞれの主務官庁が何の立場から主務官庁として役割を担つてはいるのかということを考えなきゃいかぬと思うんですね。

それで、私の立場からすれば、先ほど申しましたように、国民負担をやたらにふやしちゃいけないわけですから、その観點から機構の担当者と時々連絡をとつたり意見を述べたりするといふことは、これは得べきことではないかと思いますが、最終的には、先ほど申し上げたような、機構というものは中立公正で民間の論理を重んじなきやならないところですから、最終的には機構のそういう論理を、論理といいますか機構のそういう判断を重視するということなんじゃないかといふうに思つて、今主務大臣の一人をやらせていただいてはいるわけです。ですから、経済産業省も、恐らくそういうことをお考えになつて行動された

のではないかと思つております。

○中塚委員 そういうことをお考えになつて行動されたということが介入に当たるかどうかということについてお伺いをしたわけなんであります。が、明確なお答えはいただけなかつたわけなんですが、それともこの件はまた後で、きょうも経済産業省の方にお越しをいたしておりますので、やらせていただくとして、谷垣大臣はこれで結構でございます。

先に信託業法についてお伺いをしたいというふうに信託業法についてお伺いをしたいというふうに思つています。

先ほど中川委員も質問しておりましたが、いわゆる福祉信託、パーソナルトラストと言われる話について私もちょっと伺つていきたいというふうに思つております。

中川委員も御質問されたわけですし、私も質疑通告しておりますから、概要についてはもう御存じだと思うんですけども、さつきの答弁を聞いていて私はちょっとあきれた部分があつた。

それは、要は今回参入者の組織形態、株式会社を認めるということがありますが、NPO等の公益法人についてなぜ認めないのかという質問に対しても、委託者、受託者の保護ということを御答弁になつていらっしゃったというふうに思いますが、ちょっとそこは大事なポイントだと思うんですね。株式会社であるならば委託者、受託者の保護がなされて、NPOや公益法人ならそれがなされないということについて、もうちょっと合理的な説明をいただきたいと思うんですが。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。
参入者の組織形態をどうするかというのは、先ほど来御紹介をしております金融審議会の中間報告の中でも出ておりまして、その中では、受益者保護及び信託制度への信頼確保の観点から、信託業の担い手は業務の安定性、継続性や、機関間の監視、いわゆるガバナンス機能にすぐれた組織形態である株式会社を基本とすることが適当である、そういうふうになつております。一方、NPO等の公益法人につきましては、そういった観点

から見ますと、例えば財産的基礎の問題、あるいは監事の設置の問題など、法令上求められていないというような問題もございます。それからもう一つは、大臣が御答弁になりましたように、今現在、公益法人についてはいろいろな制度の見直しが実施されています。そういうことから、参

入者の形態は原則として株式会社に限定をした、そういうことでございます。

○中塚委員 株式会社だつたら大丈夫だというふうをおつしやるなら、また後からこれも伺いたいと思いますが、現実問題として、信託銀行と言われるところでも数々の不祥事というものがあつて、過去処分をされた経緯というものもあるといふことなわけです。そういった意味で、この福祉信託ということについて、まさにそれをやるといふこと大事になつてくるわけですね。

では、公益法人やNPOでは不備があるといふことならば、それはちゃんとそれができるようになりますが、そこはいかがなんでしょうか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、公益法人の問題も含めまして、株式会社以外のものによります信託業への参入の問題につきましては、今御指摘のように、その必要性や妥当性を踏まえまして、現在改正作業中の会社法の動向あるいは他の金融業態の取り扱いとの整合性にも配慮しまして、今後、参入の適否を検討していくべき課題だというふうに認識しております。

あるわけですね。きのう質疑通告しておりますが、もう御存じだと思いますけれども、やはり、信託というとどうしてもお金持ちのものだといふことになつちゃうわけです。株式会社といふことに限定をされているのも、まさにそういうふうに認めておられます。

○中塚委員 ニーズというのは、はつきり言つてあります。

あるけれども、お金持ちは多いけれども、やはり、もう御存じだと思いますけれども、やはり、信託といふことになつちゃうわけです。株式会社といふふうに認めておられる親御さんといふお話をさせていただく機会もございましたし、この福祉信託についても、お話を私自身も直接お伺いしたことがございます。

ところで、委託者、受託者の保護ということがある、金額がでかいということがあるんだろうとこころで、委託者、受託者の保護ということがある。

○伊藤国務大臣 私も、知的障害のお子様を持った親御さんといふお話をさせていただく機会もございましたし、この福祉信託についても、お話を私自身も直接お伺いしたことがございます。

こうした方々のニーズが非常に強いということは、よく理解をいたしました。株式会社に比べてNPOや公益法人がそういった財務の面でちゃんとガバナンスがとれてないとかコンプライアンス体制が不備だというふうにおつしやるのであるならば、それをちゃんとやらせるようにすればいいだけの話であつて、そのことをもつてしてできないという理由にはならない。大正十一年か

ただししかし、さはざりながら、この福祉信託、具体的には、社団法人の成年後見センター・リー

ムの中でも、信託会社をつくつていただいて、株式会社、これは一千万で株式会社というものを設立することができる方から、この枠

まりとか、知的障害を持たれている方のお母さんたちの集まりに行きますと、常に出てくる声というのは、私が生きているうちはいいということなんですね。ただ、私がいなくなつたら、この子はどうするんだという話を本当によく聞くわけなんですね。

だから、そいつた意味で、例えば信託財産が、はつきり言つて今大変に下限がでかいわけです。

ね。信託財産、そんなに小口の財産を簡単に信託で受け取れるということはあり得ない。それはもちろん業として営んでいるということになれば、信託銀行であれ、あるいは今回参入する株式会社であれ、やはり利益を上げなければいけないわけですから、そんな小口はやつていられるかといふ話になるのも、私はある意味理解はできるわけです。

だからこそ、NPOを含む公益法人がこれをやりたいという話になつていてるわけなんで、今後の検討という局長の答弁は、聞いていれば、ふうん、そうですかという話で終わっちゃうんだけれども、そこは大臣、ピザをお売りになりながらやってこられた方なんだから、そこはやはり大臣が政治家として、こういったことについてやはり二一人もある、そういう人たちがいるということを踏まえた上でやろうと、いうふうに御決意されなきやまなかが進んでいかないというふうに思ふんですが、いかがでしようか。

○伊藤国務大臣 私も、知的障害のお子様を持った親御さんといふお話をさせていただく機会もございましたし、この福祉信託についても、お話を私自身も直接お伺いしたことがございます。

検査監督の体制をちゃんとやらないかぬといふことは、よく理解をいたしました。株式会社に比べてNPOや公益法人がそういった財務の面でちゃんとガバナンスがとれてないとかコンプライアンス体制が不備だというふうにおつしやるのであるならば、それをちゃんとやらせるようにすればいいだけの話であつて、そのことをもつてしてできないという理由にはならない。大正十一年か

ら本当に久しぶりの大改正だということであるならば、やはりそれをちゃんと盛り込んでおくべきだというふうに思うんですね。

加えて、会社法の見直しと、いうのも今行われるわけでありまして、これも本当に大改正にならうとしているわけですから、実は、株式会社といふものの形態さえ本当に今とは全然違うものになります。

また、信託業法は今回こうやって改正をされるわけであります、今度は信託法についても改正の俎上に上がるということであるならば、それならばぜひともその機会にでも、できるだけ早いうちに、この福祉信託、パーソナルトラスト、欧米ではこちらの方が主流だといふにも言われている。午前中の参考人の御意見の中で、日本は要はコープレートファイナンスの部分から信託がスタートをしているということもあって、こういう民事信託、パーソナルトラストと言われるものについてはおくれているという大変に貴重な御意見もいたいたいわけでありますけれども、であるならば、会社法も、次期通常国会になるのか、あるいは信託法もどういうタイミングで上がってくるのかですが、その際にでも、やはりこの参入の法人形態のあり方、組織形態のあり方ということについては再度御検討をいただきたいというふうに思いますが、最後に御意見をいただいて、この件については終わりたいと思います。

○伊藤国務大臣 今委員からも御指摘がございましたように、これから会社法の見直しもござります。そして、公益法人についても、今、政府としても見直し作業を進めさせていただいているわけであります。この福祉信託についても実はさまざま二ーズがありまして、全く純粹に非営利的なもので考へているケースや、あるいは、多少営利的なものも含めて考えていかなければいけない、そう思つておられる方々もおります。

私どもとしては、やはりこの制度が安定して運用されるためにも、財産的基礎というものがしつ

かりしている、そして業務の運営についても適切に運営していく能力というものがある、そういうものをしっかりと確認しながら制度というものを設けておるわけでありまして、これも本当に大改正にならうとしているわけですから、実は、株式会社といふものの形態さえ本当に今とは全然違うものになります。

○中塚委員 投資家の保護、委託者、受託者の保護、それがなかなか難しいからNPOや公益法人は入れないんだという御答弁だけで終わっちゃうと、余り賛成したくなくなってしまうわけですね。何より大事なのはそのことだというのは当たり前の話なわけで、だから、まずそういう委託者、受託者の保護というものをちゃんとやらなきゃいけぬということはあります。だから、だつたらそれとやればいいわけですね。やつた上でこういうニーズに対してどう対処をしていくのかということをやればいいわけですね。やつた上でこういうことではないと、結局、金融ビッグバン以来いろいろな流れの中で、今回の法改正もその中の位置づけだと思いますが、やはり金融村の中だけでの自由化ということではそれは話にならないわけではありません。ただ、だつたらそれで、マーケットをもつとフリー、フェア、グローバルなものにしていこうということであるならば、結局、帰結するのは投資者、投資家の保護のあり方ということになつていくんだというふうに思います。

○伊藤国務大臣 続いて、投資者の保護のあり方ということについて、今の法案の検討内容も含めて御所見を伺いたいと思います。投資者保護について政府の方でも御検討されていておりますが、重要なところです。そこで、投資者保護が重要だという問題意識は、委員と私も全く共有をしているところであります。

金融審議会答申におきまして、「二十一世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、二十一世紀の金融を支える新しい枠組みとして縦割り規制から機能別・横断的なルールに転換する等の観点に立つて金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要であると考えている、こうした考え方が示されました。このような考え方方に沿つて、先ほど委員からも御紹介がございましたように、金融商品の販売等に関する法律を制定させていただきました。

また、昨年、平成十五年の十二月二十四日でありますけれども、金融審議会の第一部会報告書において「市場機能を中心とする金融システムに向かって」、こういう報告書を出させていただいているところであります。この中で、これまで投資家の保護策の講じられていない投資サービスや、あるいは幅広い投資家保護のための法律がございますが、金融商品販売法というのがありますが、やはり不十分だなというふうに言わざるを得ないわけです。そういう意味で、繰り返しになりますが、ビッグバン、自由化ということと同時に手当てをせにやいかなかつたことだというふうに思つてます。金融商品自体がどんどんと日進歩でありますから、はつきり言つて制度が実際に追いついていないということはいっぱいあります。外國為替の証拠金取引なんかでも、縦割りの法律になつてあるということもある。販売業者が

悪質な手口を使えば取り締まれないということもあります。また、今業態を超えて販売ルートがどんがら制度といふふうに思つてます。委員からも再三再四この問題の重要性についての御指摘がございました。いろいろな変化の中で、私どもとしても、できる限りさまざまに運営していく能力というものがある、そういうものをしっかりと確認しながら制度というものを設けております。委員からも再三再四この問題の重要性についての御指摘がございました。いろいろな変化の中で、私どもとしても、できる限りさまざまな二ーズにこたえていくように、今後検討をさせていただきたいというふうに思つてます。

○中塚委員 かで株式投信を売る。今度は何か郵政公社で売るか、金融サービス法的なものですね。私は、まことに、この提言を踏まえて、先般、金融審議会において外國為替証拠金取引に関する規制のあり方について報告がまとめられ、そして、私どもいたしました。さらに、金融審議会において精力的に検討していただきたいと思います。

そういうことを考えていくと、今の時代にちゃんとした投資者保護というものをやらにやいかなうな、そんな法律案も出でているよと聞い

ける人あれ、それは消費者ということであるならば、それを保護するための法制が必要であるということでおどりで、政府が案を出されるということです。から、私どもとしてもその案をつくって、またこの問題については議論をさせていただきたい。順番がちよつと後先なんですかけれども、やはり初めにこれがありきだということは重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

統いて、投資者保護ということに加えて、検査の問題と監督の問題になつてくるわけなんです。が、まず、監督、それともう一つそれに関係して、銀行のコンプライアンス体制の整備ということについてお伺いをしたいというふうに思います。

特に信託銀行でかねてより指摘をされているのは、信託勘定と銀行勘定というものをちゃんと分別して管理をしておるのかということなわけなんですねけれども、信託勘定から銀行勘定に貸し出す、銀貸しというふうに呼ぶんだそうですねけれども、この銀貸しの実態について把握をされているかどうかということで、二〇〇三年の銀貸しの実態、そしてまた対前年比ということについて数字があれば、御披露いただけますか。

○佐藤政府参考人　いわゆる銀行勘定貸し出しがございますけれども、計数的には、十六年三月期末における信託会社の運用資産残高五百二十七・三兆円、このうち銀行勘定貸しの残高は約十一・五兆円という規模でございまして、前年同月比で見ますと一・五兆円の増率にいたしまして一五・一%の増加というふうになつております。

○中塚委員　さて、伊藤大臣、かねてより大変にこれは不明瞭じやないかといふ批判もあるわけなんですねけれども、今局長から御答弁をいただきました。この銀貸しがふえているということですが、これについていかがお考えでしょうか。私は、やはり分別管理ということであるならば、ここはもつと徹底をするべきだというふうに思いますけれども、いかがでしようか。

○伊藤国務大臣　恐らく委員が問題にされている不明朗だというのは、利益のつけかえといふもの

が両勘定の間で行なわれているんではないか、そういうつながるおそれがあるんではないかというふうにありますけれども、現在、信託銀行においては信託約款において顧客に対して銀行勘定貸しでの運用可能性及び運用する際のレートを明示しておりまして、この銀行勘定貸しを介して不適切な取り扱われているのではないかと、この部分については指摘は当たらないのではないかというふうに思つております。

○中塚委員　その答弁は当たり前の話だと思います。大臣も今は建前といいますか、お答えになつたことについて私も異論はございませんが、実態はどうかといふことがやはり問題になつてくるわけなので、だからこそコンプライアンス体制をどう整備するか、あるいは監督体制をどういうふうに整備するかということが問題になつてくるということになるわけです。

日興シティとかトイチエ信託について、不祥事件というものが起つておりますが、この不祥事件の発覚の経緯についてお伺いをしたいと思うのですが。

○佐藤政府参考人　日興シティ信託とトイチエ信託につきまして経緯を申し上げます。

まず、日興シティ信託の方でござりますけれども、平成十五年の三月に行内不祥事が発覚をしてしまったというところでございまして、簿外口座を使ったということがあります。引き続き、問題の再発を防止し、適正な業務運営が図られるようフォローアップをしていきたいというふうに思つております。

それから、次がトイチエ信託でござりますけれども、こちらにつきましては、平成十五年の八月から立入検査を実施いたしました。その中で、法令違反、業務運営上の問題点が把握されたということでござります。

そこで、把握された法令違反の概要でござりますけれども、信託の共同受託及び再信託契約に基づく信託財産の管理、決済業務等の外部移管を実施する際に、信託委託者の同意を得ないまま移管を実施した、いわゆる自己執行義務に違反するという事実が認められました。また、報告徴求の過

札期限ということで一区切りを迎えるとしておる状況でございました。このような状況で、六日付で十二日の期限とする文書を発出するという機構の業務のやり方、それに関連する情報管理等の問題について、機構の業務運営を監督する立場として、事実関係の確認や問題点の指摘を行つたものでございましたして、法の趣旨を超えた介入であつたといふうな認識は持つております。

○中塚委員 事実関係の確認と、意見を述べたと今おつしやいましたか。事実関係の確認は、それはそれで結構ですが、意見を述べたと。それは意見を述べるということではなくて介入をされることは意見を述べるということではないのかというふうに思いますが、藤岡参考人にお伺いしますけれども、この法律に、主務大臣が意見を述べることができる書いてありますね。委員会が支援決定などをする際に、主務大臣の意見を聞く、また事業所管大臣は意見を述べることができるというふうに書いてあります。この意見を聞く、また事業所管大臣は意見を述べることができることでござりますが、この意見を聞く、また事業所管大臣は意見を述べることができます。○藤岡政府参考人 お答えいたします。

おおっしゃいますように、産業再生機構法においては、関係大臣は、それぞれ支援決定あましては、関係主務大臣は、それぞれ支援決定あらは買い取り決定等に対して意見を述べることができるということとされております。これにつきましては、本来の法律の趣旨におきます産業再生、あるいは、その後困難に陥った企業に対する、本来の法律の趣旨にのつて適正な行為であるかどうかということについての意見であるといふうに考えてございます。

以上でございます。

○中塚委員 声も小さいし何を言つているんだかよくわからなかつたんですけども、では、具体

的に伺いますが、デューデリにかけているというときに、それを期限を延ばせというのは主務官庁として適正な意見なんでしょうか。

○藤岡政府参考人 今般の買取取り期限の問題につきましては、まさに外部から見ますと、非常にわかりにくいことでございます。

我々いたしましては、担当室いたしてでございますが、今回の場合、事業規模の大きさ等を勘案し、あるいは資産査定等に要する時間を勘案します。そういう意味からいたしますと、申し上げましたように、機構の業務に於て重要な問題であるというふうに理解してございます。

○中塚委員 だから、その重要な業務だということについて延ばせという話をするというのは、主務官庁として意見を述べるというふうに言われて、その想定の範囲内なのかそうでないのかというふうに思いますが、藤岡さん、どうぞ。

○藤岡政府参考人 お答えいたしました。まさに必要に応じてそれぞれの立場から検討あるいは意見が出来るものだというふうに考えてござります。しかしながら、まさに事業者と金融機関等の検討状況を見守りながら、個別の案件への対応に関しては再生機構の判断を尊重するという

ことは、意見が出来るものだというふうに考えてござります。ただいた紙には、これは上下分離の話もしたと、上下分割はダイエーが望んでいないが、上下統一した立場で対処をしてきております。そういうことをおつしやつたかどうか、そしてまた、上下分割はダイエーが望んでいないが、上下分割をせざるを得ないのであるならば、ダイエーは機構に食品スーパーは機構でなく丸紅がマジヨリティーをとるということは考えられぬいか、そういう御意見を提案されたことはありますか。

○中塚委員 私の質問には何かちゃんとお答えをいただけないようなんですか、私が申し上げているのは、あなたの自身がこれは機構にとって重要なことだというふうにおつしやつた、その重い意味におきまして、経済産業省におきましても、そうしたお立場から検討しているものというふうに理解してございます。

○中塚委員 私の質問には何かちゃんとお答えをいただけないようなんですか、私が申し上げているのは、あなたの自身がこれは機構にとって重要なことだというふうにおつしやつた、その重い意味におきまして、北畠局長個人の御意見な

いる「意見を述べる」という意見の範囲内なのか、そうでなければ介入だというふうに、だから、現に高木さんは介入だというふうにおつしやつていわけですね。要望書も以前お配りいたしました手元には辞任届もございますけれども、その中に介入を受けたということが書いてあるという

ことで、要は、法律の想定をしている意見の範囲内なのか、あるいはそうではないのか。いかがですか、もう一度。

○藤岡政府参考人 私どもはそのときに居合わせておりませんので、何とも判断いたしかねることだと思います。

○中塚委員 実は、意見を述べたということについて、意見は意見で、確かに私もいろいろな意見は言ふんですけれども、それが介入だというふうに思うためには、やはりこれは何かほかにもあつたんだろうなと思うわけですね。

北畠さんにお伺いしますが、九月二日、齊藤社長とお会いになった。理事会で北畠さんは、ビジネスモデルやスポンサーの話をした、再生機構入りした場合の流通政策について話をしたということをお話しになりましたし、あと、配付をしていました。ただいた紙には、これには上下分離の話もしたと、いうことが書いてあつたわけですが、この際に、イトーヨーカ堂とイオンはダイエーが反対しているということをおつしやつたかどうか、そしてまた、上下分割はダイエーが望んでいないが、上下統一した立場で対処をしてきております。そういうことをおつしやつたから、そしてまた、上下分割をせざるを得ないのであるならば、ダイエーは機構に食品スーパーは機構でなく丸紅がマジヨリティーをとるということは考えられぬいか、そういう御意見を提案されたことはありますか。

○中塚委員 ということは、これは三日のやりとりだということですね。はい、ありがとうございます。

十月八日の朝、北畠局長は齊藤社長とお電話でお話しになられておりました。はい、ありがとうございます。

その際に、民間のデューデリをやめさせるとのことはおかしいじゃないか、大臣に文句を言わせるぞ、機構はイオンにやらせるつもりじゃないのか、というふうにおつしやつた事実はありますか。

○北畠政府参考人 電話でのやりとりでございました。

七日の日は、産経新聞の朝刊に、機構が期限を切つて通告をしたという文章、それから、五日付の朝日新聞の朝刊に、機構からダイエーの民間入札に参加している企業に、暗に入札に参加をし

いますので、今の御質問についてコメントすることは控えさせていただきたいと思います。

○中塚委員 きょうの参考人の皆さんには何かすごく声が小さくてよく聞こえないんだけれども、しないでないとおつしやつたんでしょうか、答えられないおつしやつたんでしょうか。

○北畠政府参考人 これは、広い意味での行政機関での意見交換でございます。具体的な中身についてはお答え申し上げられません。

○中塚委員 それに対して齊藤社長は、その案では産業再生委員会を通らない、丸紅が株主というところなら、要は、再生機構に入れれば一たん減資をせにやいかぬ、その上にまた出資をする、そんなことはあり得ないというふうにお答えになつたと

○北畠政府参考人 議論をした翌日に、齊藤社長から、機構の内部でさらに議論をした結果ということなら、要は、再生機構に入れれば一たん減資をせにやいかぬ、その上にまた出資をする、そんなことはありますか。

○中塚委員 それでは、北畠局長は、その案では産業再生委員会を通らない、丸紅が株主というところなら、要は、再生機構に入れれば一たん減資をせにやいかぬ、その上にまた出資をする、そんなことはありますか。

○北畠政府参考人 議論をした翌日に、齊藤社長から、機構の内部でさらに議論をした結果ということなら、要は、再生機構に入れれば一たん減資をせにやいかぬ、その上にまた出資をする、そんなことはありますか。

○北畠政府参考人 それでは、北畠局長は、その案では産業再生委員会を通らない、丸紅が株主というところなら、要は、再生機構に入れれば一たん減資をせにやいかぬ、その上にまた出資をする、そんなことはありますか。

○北畠政府参考人 九月二日に齊藤社長とお会いをしたときには、頭の体操、お互いに自由に意見を言い合うということでお会いをいたしました。お互いに議事録もメモも知らないということで議論をいたしました。

確かに、具体的な企業名についていろいろな議論はいたしましたけれども、そういう経緯でござ

いました。この二点の新聞記事について、齊藤社長に事実関係を確認したという記憶がございます。

八日の日は、六日付の機構からダイエーあての文書を私ども受け取つておりましたので、主として、委員御指摘の十二日の期限の設定について議論をした記憶がござります。

期附の説定は、タイエーにとしまして企業の有立にかかる重要な問題でございます。十月六日付の機構からダイエーへの文書では、二点書かれておるわけでござりますけれども、機構に支援を要請するか否かを決断すること、それから、支援を要請するのであれば民間ベースの資産査定作業を中止することを求めた内容であつたと思いましました。この文書に基づきまして、問題点を指摘いたしました。

その内容は、ダイエーとしては、この時点では、
機構に申請するという意思はなかつたと思いま
す。機構への支援要請を前提としないで、機構の
資産査定を民間の資産査定と並行して始めていた
ということでござります。その民間の査定作業が
数日後である十八日を入期限として一区切り迎
えるという状況の中で、機構としてどうしてこの
民間の努力を見守れないかという疑問を私は感じ
ました。機構法の二十二条は、申請主義でござい
ます。ダイエーの方がまず銀行と相談をして機構
に申請をするという申請主義でございまして、こ
れが逆回りになつてゐるのではないかということ
について議論をいたしました。

それから二点目は、機構に申請を要請するか否かという極めて重要な経営上の問題について、六日付の文書で、十二日回答期限という文書でございましたから、これは極めて問題だと申し上げました。間に三連休が含まれております。営業日では中二日しかないという通告でございます。

しかも、この文書は、ダイエーに直接ではなくて、六日の午後に金融機関を通じて手渡されたと聞きました。しかも、六日の午後に手渡されて、七日の朝刊には既に報道がされておったというこ

トドーカーとして、このやり方は余りにもシヨーノーティスであり、やり方として丁寧さ、丁重さに欠けるということについて、齊藤社長とはかなり激しく議論をいたした記憶がござります。こういう問題意識のもとにお電話をいたしましたので、私どもとしては、先生御指摘のような介入ということではなくて、中立公平を旨とする公的機関が適切な業務運営を行う上で、監督官庁であります私どもが事実関係の確認や問題点の指摘を行つたものでございます。その法的根拠は、産業再生機構法四十二条の監督規定、四十二条の報告徴収規定、それから五十四条では報告徴収については主務大臣が単独で行使することを妨げない、こういう規定がございまして、こういう規定を根拠にした私どもの問題点の指摘であつたというふうに私は認識をしておりまして、決して介入というものではないと考えております。

○中塩委員いや、法的根拠を聞いているのじやなくて、大臣に文句を言わせるぞというふうにおつしやつたのか。そのとおりでなくとも、大臣に文句を言わせるぞというニユアンスのお話をされたのかどうかということをお伺いしたわけなんですね。

介入というのはそういうことでしょう。要は、圧力を受けたというふうに思つてはいるから介入だと。意見をお述べになる、聞かないんだつたらそれは何を言つても構わないという話にもなるかもわからない。北畠さんは意見は言つたけれども聞いてもらえたかった、結果としてそんなんだから、私は意見を言つただけだというふうにおっしゃるんでしようが、でも高木さんは、この要請書でも辞任届でも、介入を受けたというふうに言われているわけですね。介入とすると、それは圧力ということですが、大臣に文句を言わせるぞみたいな話をされたのかどうかということをお伺いしたい。

そして、迎さん、せつかくお越しいただいて何もお伺いしないのも悪いので、十月十三日午後、ウォルマートに電話をして、十八日の入札にはぜ

ひ参加してほしい、参加してくれれば必ず落札される、査定など適当にやっておけばいいではないかというふうにおつしやつたことはおありかどうか。お一人ずつ御答弁をいただいて、終わらたいと思います。

○北畠政府参考人 電話でのやりとりでございまして、最初申し上げましたように正確に記憶をしているところではございませんけれども、この問題は大変重要な問題だ、大臣も問題意識を持つておられるという趣旨の発言はしたかもしません。

○迎政府参考人 お答え申し上げます。

十三日の日に、今お電話という話がございましたけれども、私はウォルマートの関係者とお会いをいたしました。これは、ウォルマートの方から、所管官庁の「私流通を所管している立場でござりますので、状況について説明をしてほしい」ということで、向こうの求めに応じて会ったものでござります。したがいまして、私ども、入札にぜひ参加をしたとか、あるいは参加をした場合に落札をさせるとか、そんなようなことは一切申し上げておりません。所管の企業からの求めに応じて、状況について私どもの認識を御説明したというものがござります。

○中塚委員 終わります。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭です。

まず、信託業法改正案について聞きたいと思います。

今度の改正は、信託の受託対象財産の制限を取り払って、知的財産権など新たな財産権を信託の対象に認めるということ、さらに、信託を取り扱う業者として金融機関以外の参入も認めるというふうなバラエティーに富んだ商品が生まれ、新たに参入していく業者も広がる、同時にトラブルも予想されるわけだけれども。したがって、これらはの信託会社には、一般投資家の保護あるいは受託者責任をしっかりと果たすということが大切だと思

うわけです。また、そういう資質と能力がそれぞれの会社に求められると思います。

これを金融庁としてどのように担保していくかということあります。例えば、投資家に対する説明義務、あるいは不当勧誘などの規制、監督規制、そういうルールを定めているわけですけれども、新規参入を含む全業者に対し新たなルールというものをどのように徹底するのか、まずその考え方をお伺いしたいと思います。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきたいと思います。

本法案は、今委員からも御指摘ございましたように、受託可能財産の範囲の制限というものを撤廃していく、そして、金融機関以外の者の信託業への参入というものを可能にしていく、こうしたことで、信託の活用に対するニーズに柔軟に対応していく一方、信託サービスの利用者の保護を適切に図るための措置というものをあわせて講じることによって、信託のさらなる発展を目指しているものであります。

具体的には、免許制あるいは登録制というものを導入させていただいて、その際、業務執行体制や財産的基礎等を個別に審査することにより、不適切な事業者の参入を阻止することいたしております。

また、信託商品は実績配当が基本でありますので、受益者の自己責任を求められることや、あるいは信託商品スキルは極めて複雑となり得ることを踏まえて、信託に係る取引の公正を確保し、信託関係の設定についての勧説時における一定の行為の禁止、あるいは信託商品に関する説明義務、そして契約時の書面交付義務等の規定を整備して、信託会社にこれらの遵守を求めているところでございます。

さらには、信託会社については、信託財産の状況報告の交付義務、そして忠実義務等の行為準則を設けるとともに、立入検査あるいは業務改善命令等の監督上の措置を講じていいところでござります。

います。

○佐々木(憲)委員 それは法律の説明でありまして、私が聞いているのは、その法律が成立した後、新たに参入してきた業者に対して金融庁としてどのようにこれを徹底するのか、徹底の仕方を聞いているわけです。中身の説明、前提の話はもう結構ですから、どのように徹底するか、そのことにについてお答えいただきたい。

○伊藤国務大臣 周知徹底をしていくということ是非常に重要なことでありますので、これは、審査に当たつてもこの法の趣旨というものを十分理解していただいて、そして、新しい参入者に対しても、先ほどお話をさせていただいたようにしっかりとした審査をしていく、あるいは参入に当たつての私どもの考え方というものを明確にさせていただいているところでございます。

そして、周知徹底を図つていくために、私どもとしてもさまざまな努力をしながら利用者の方々にも理解をしていただくということは大変重要なことでありますので、そうした広報活動も含めて、留意をしながら対応していくかといふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 その際、トラブルをどのようにして適正に処理していくかというのが大変大事だと思うわけです。元本保証のない新たなタイプの信託商品が出回るとかいうことになつていきましたと、それだけトラブルが発生しやすいわけであります。

信託協会には信託相談所というのがあるそうですけれども、お話を聞いてみると、苦情があつた場合に、それを受け付けて、それで関係する会社を紹介して、話し合つてくださいよ、こういうことが中心で、どうも解決能力が備わっていないようを感じるわけであります。

午前中の参考人質疑で神作参考人が、販売をする段階でのトラブル、例えば、勧誘の仕方あるいは善管義務の遂行についてのトラブル、それから商品の仕組みそのものについてのトラブル、それから受託者の行為に関するトラブル、こういう問

題がいろいろあり得る、三つのレベルのトラブルがあるというふうにおっしゃいました。

したがいまして、これを解決するためには、やはり客観的なものをしっかりと見ることができる立場の方に参加をしていただき、第三者的な機関構ですから、どのように徹底するか、そのことにについてお答えいただきたい。

○伊藤国務大臣 周知徹底をしていくこと

そういうものが、あれば一番いいわけですけれども、そういうトラブルの解決の仕方というのが大事だと思いませんけれども、どのような考え方を持つておられますか。

○伊藤国務大臣 現在、信託業務に関する苦情につきましては、個別の信託銀行のみならず、業界

団体である信託協会においても信託相談所というものを設置して、顧客からの苦情の受け付け、その後の迅速な解決に努められているものと承知をいたしておりますところでございます。

また、信託を含む金融分野における裁判外紛争

処理制度の改善については、これは平成十二年の六月、金融審議会の答申というものを踏まえて、消費者団体、各種自主規制機関、業界団体、弁護士会、そして、学識経験者及び関係行政機関の自

主的な参加による金融トラブル連絡協議会とい

うものが設置をされ、そしてさまざまな取り組みが行われているところでございます。さらに、裁判ADR法案というものが審議をされているというふうに承知をいたしていけるところでございます。

A D R 法案

と、いうものが審議をされておりました。そこで、裁判外紛争解決手段については、本国会でいわゆる問題についてお伺いしたいと思います。

八月四日のこの財務金融委員会で、私は、公的

資金注入行の中小企業向け貸し出し計画の未達成問題について触れました。皆さんにお配りしている資料の一枚目で、それでは、都銀でいりますとUFJ、それから地銀でいりますと、北陸、親和、和歌山、この全四行が対前期比でマイナスである、もちろん未達であるわけです。

その質疑の際に、金融庁の佐藤監督局長が、「中小企業向け貸し出しが減少した資本増強行に対しましては、銀行法に基づいて報告微求をいたしておりまして、その中で、なぜ中小企業向け貸し出しが減少したのか、その理由、それから、今後の取り組みの状況等について報告を求めているところでございます。その報告が出てきたところで、それを精査いたしまして、より詳しい分析をしたところが、こういう答弁をされましたね。

そこで、その詳しい分析の結果というものをここで述べていただきたい。

○佐藤政府参考人 ただいま御指摘いただきまし

ていただきましたように、こうした考え方を示され、そして、今、具体的に投資サービスにおける投資家保護のあり方について精力的な議論がなされています。そこで、私は、公的

資金等の要綱案の検討に移る方針であるというふうに承知をいたしていけるところでございます。

私どもとしても、十分問題意識を持って、よりしっかりとした制度が設計できるよう努めを積み重ねていきたいというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 次に、中小企業向け貸し出し問題についてお伺いしたいと思います。

八月四日のこの財務金融委員会で、私は、公的

資金注入行の中小企業向け貸し出し計画の未達成問題について触れました。皆さんにお配りしている資料の一枚目で、それでは、都銀でいりますとUFJ、それから地銀でいりますと、北陸、親和、和歌山、この全四行が対前期比でマイナスである、もちろん未達であるわけです。

その質疑の際に、金融庁の佐藤監督局長が、「中小企業向け貸し出しが減少した資本増強行に対しましては、銀行法に基づいて報告微求をいたしておりまして、その中で、なぜ中小企業向け貸し出しが減少したのか、その理由、それから、今後の取り組みの状況等について報告を求めているところでございます。その報告が出てきたところで、それを精査いたしまして、より詳しい分析をしたところが、こういう答弁をされましたね。

そこで、その詳しい分析の結果というものをここで述べていただきたい。

○佐藤政府参考人 ただいま御指摘いただきまし

たように、十六年三月期におきまして、資本増強行のうち、中小企業向け貸し出しが減少した四行、UFJ銀行、北陸銀行、親和銀行、和歌山銀行に對しまして、銀行法二十四条に基づいて、減少し終了したことによつて約定返済、こんな要因が大きかったというふうに報告を受けております。

○佐々木(憲)委員 貸し出しの減少というのはいろいろな要素があつて、銀行側の説明はそれはそれと/orあると思いますが、しかし、借り手の中企業にとって深刻な事態があるという訴えもありますの

で、厳しくその点は監視をしていただきたいと思います。また、未達については、そういうことがあります。がみずほ銀行ですとかあるいは東京三菱銀行に行きまして百円玉を一円に両替したと、そういうことはほとんどないでしょうけれども、例えば大臣

伊藤大臣にお聞きしますけれども、例えば大臣がみずほ銀行ですとかあるいは東京三菱銀行に行きまして百円玉を一円に両替したと、そういうことはほとんどないでしょうけれども、しかし、中小企業はそういうことは結構あるんですね。その場合に百円玉を一円に両替したと、そういうこ

とはほとんどないでしょうけれども、しかしながら手数料は幾ら取られると思いますか。

○伊藤国務大臣 私の立場ですと、ちょっと個別行の名前を出してはお答えができないことはお許しをいただきたいと思うんですが、私の経験からしますと、両替機で百円以上の場合には、百円であつたり三百円であつたりということがあるんではな

いか。一方で、五十円未満であれば無料であるということではないかな。さまざまなお選択肢があるというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 お配りした資料の三枚目を見ていたときますとそれが出ているんですけれど

も、百円玉を一円に両替いたしますと、みずほ銀行、東京三菱銀行は三百十五円の手数料を取られるんですね。百円玉を一円にかえて何で三百十五円取られるんですか。これはおかしな話ですよね。これは正常な手数料と言えるのかどうか。大臣の感

じ方をお聞きしたいと思います。

○伊藤国務大臣 これは私の立場で、手数料の設定の適否でありますとか、その水準がいい悪いということは、お話しすることはできないというふうに思っています。(発言する者あり)

○佐々木(憲)委員 いや、そういう立場だから言わなければならぬという話も今聞こえてきましたが、百円の両替で三百円以上も手数料を取られるというのは、これは異常だと思うんですけれども、そうは思いませんか。

○伊藤国務大臣 これは選択のことだと思いますで

すね。個別行のことについて私は申し上げられませんけれども、百円、二百円、三百円という手数料が設定されている一方、五十枚以下であれば無料という選択肢もあるんだというふうに思いました。各銀行、さまざま、いろいろな手数料の設定

の仕方をしておりますので、それをどう選ぶかは、これは利用者の問題であろうというふうに思いますが、

○佐々木(憲)委員 金利自由化で、利子については原則として自由である、交渉によって決められることですね。手数料はだれが銀行と交渉して決めているんですか。

○伊藤国務大臣 滞みません、手数料は、今の両替の手数料のことでしょうか、それともほかの手数料……(佐々木(憲)委員「ほかも含めて」と呼ぶ)

両替の手数料については、それは利用者の方が両替機でどうするかという御判断になると思いますし、ほかの、ローンの借りかえでありますとか手数料については、これは債務者との間での話し合いで決まつていくものだというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 そうじゃないんですよ。手数料を決めるときに、利用者と相談して決めているという事例というのはあるんですけど。

○伊藤政府参考人 一般的に、手数料につきましては、銀行の側で、こういう範囲の取引、こういう範囲の手続については幾らぐらいというふうにあらかじめ示しているケースと、それから大臣からお答えいただきましたような、対外で、交渉で決まつてくるというケースと両方あるかと思います。

○佐々木(憲)委員 ほとんどが銀行が勝手に決めているわけですよ。銀行が私のところはこういう手数料をいただきますよと、それを利用者に押し付けているわけです。預金者あるいは融資を受けている側に、こういう手数料をいただきますと。ですから、選択の余地はないんです、ほとんど。

○伊藤国務大臣 これは選択のことだと思います

円にまでおきなさいよと言つたって、銀行はまけますか。そういうことはしませんよ、ほとんど。交渉の余地があるといいましても、結局銀行は優越的な地位を持っておりまして、事実上押しつけられるわけですね。ですから、そういう点はしっかりと監視をして、不当なものはやはり是正するというのが当然だと思うわけあります。

例えば中小企業あるいは個人に対して融資でさまざまな名目で手数料を取つていてますが、まさに名目で手数料を取つていてますが、今一枚前の方の、二枚目の手数料を見ていただきたいたい。これは現在金融庁でいろいろ調べていただいているんですけれども、不況が長引いておりますから、返済の期限を少し延ばしていただきたいというような条件変更を求める、そうすると条件変更の手数料を取るわけですよ。それから、逆に、少し資金のゆとりができるので期限よりも早目に返済をしたいということで早く返済したら、それもまた早く返済した手数料を取るというんです。それはおかしいと思いませんか。こういう事実、大臣、知つておられましたか。

○伊藤国務大臣 各種の手数料が設定されているということについては承知をいたしております。私もまた早く返済した手数料を取るというふうに、条件変更の際に、個人向けのローンで五千二百五十円を取つていて。繰り上げ返済の分につきましても五千二百五十円を取つてているというケー

スはございます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いているのは、中小企

業向けの融資に関する条件変更の際に手数料を取つている都市銀行がありますかと聞いているん

ですよ。ないでしよう。

○佐藤政府参考人 申しわけございません。業向けの融資に關する条件変更の際に手数料を取つている都市銀行がありますかと聞いているん

ですよ。ないでしよう。

○佐々木(憲)委員 いや、各種の手数料でなくして、中小企業者が融資を受けた際、その融資を返済する

条件を変更する、その際に手数料が取られるといふことを知つておられたかということなんですね。

○伊藤国務大臣 私もかつて中小企業を經營しておきましたので、そうした手数料があるというこ

とは承知をいたしております。

○佐藤政府参考人 都銀一般ということでお答え

をさせていただきますと、あらかじめそういう手数料を取るということで明示しているケース、あるいはそもそも取らないというケース、あるいは

ましたか。

井住友、UFJ、りそなは条件変更の手数料を取つていますか。

○佐藤政府参考人 滞みません。最後のところ、ちょっと聞き落としました。(佐々木(憲)委員「条件変更の手数料を取つているか」と呼ぶ)

条件変更の手数料につきましては、取つている資料にもございますように、みずほ銀行の場合に

条件変更の際に、個人向けのローンで五千二百五十円を取つていて。繰り上げ返済の分につきましても五千二百五十円を取つてているというケー

スはございます。

○佐々木(憲)委員 どこが取つているんですか。

○佐藤政府参考人 まさにお示しいただきました資料にもございますように、みずほ銀行の場合は、条件変更の際に、個人向けのローンで五千二百五十円を取つていて。繰り上げ返済の分につきましても五千二百五十円を取つていているというケー

スはございます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いているのは、中小企

業向けの融資に關する条件変更の際に手数料を取つている都市銀行がありますかと聞いているん

ですよ。ないでしよう。

○佐藤政府参考人 申しわけございません。業向けの融資に關する条件変更の際に手数料を取つている都市銀行がありますかと聞いているん

ですよ。ないでしよう。

○佐々木(憲)委員 把握してないというか、ない

わけですね。これは金融庁が調べたんですから、それに基づいて私は言つてゐるわけです。ないん

です。

○佐藤政府参考人 都銀一般ということでお答え

をさせていただきますと、あらかじめそういう手数料を取るということで明示しているケース、あ

りはそもそも取らないというケース、あるいは

ましたか。

府で調べたんですよ。みずほ銀行、東京三菱、三井住友、UFJ、りそなは条件変更の手数料を取つていますか。

○佐藤政府参考人 滞みません。最後のところ、ちょっと聞き落としました。(佐々木(憲)委員「条件変更の手数料を取つているか」と呼ぶ)

条件変更の手数料につきましては、取つている資料にもございますように、みずほ銀行の場合は、条件変更の際に、個人向けのローンで五千二百五十円を取つていて。繰り上げ返済の分につきましても五千二百五十円を取つていているというケー

スはございます。

○佐々木(憲)委員 どこが取つているんですか。

○佐藤政府参考人 まさにお示しいただきました資料にもございますように、みずほ銀行の場合は、条件変更の際に、個人向けのローンで五千二百五十円を取つていて。繰り上げ返済の分につきましても五千二百五十円を取つていているというケー

スはございます。

○佐藤政府参考人 申しわけございません。業向けの融資に關する条件変更の際に手数料を取つている都市銀行がありますかと聞いているん

ですよ。ないでしよう。

○佐々木(憲)委員 把握してないというか、ない

わけですね。これは金融庁が調べたんですから、それに基づいて私は言つてゐるわけです。ないん

です。

○佐藤政府参考人 都銀一般ということでお答え

をさせていただきますと、あらかじめそういう手数料を取るということで明示しているケース、あ

りはそもそも取らないというケース、あるいは

ましたか。

○佐藤政府参考人 都銀一般ということでお答え

をさせていただきますと、あらかじめそういう手数料を取るということで明示しているケース、あ

りはそもそも取らないというケース、あるいは

わけですから、二十二万取られる。三本条件変更したら三十万五千円だ。これは余りにもひどいんで、こういことは自由にやつてよろしいのかどうか、大臣、お考えを聞きたいと思います。

○伊藤國務大臣 債務者が融資の条件変更あるいは繰り上げの返済を申し入れた場合、金融機関が当該申し入れに応じた場合に発生する事務コスト等を勘案して手数料を徴収することはあり得るわけでありまして、一概に、どのような水準が妥当であるか、これを申し上げることは大変困難ではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、こうした申し入れを受けた金融機関は、取引に係る手数料について十分説明を行つて、そして、債務者の理解を得られるよう努めるなど円滑な取引に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

先ほど委員から優越的地位の乱用の問題についてもお触れになられました。この乱用の問題については、所管は公正取引委員会でありますので、私からの答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、金融機関がその優越的地位を乱用して取引を行うといったことがないように、銀行の業務の適切性を確保する観点から、法令に基づいて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 コストを反映した適切な手数料であるという点であれば、それは話はわからぬでもない。現に都銀はそんなのは取つていないわけですから、コストがかからないという認識なのでしょう。

何で北陸銀行だけが十万とか、あるいは三本条件変更したら三十万以上だと。そんなにコストがかかるものなんですか。これは異常ですね。どうしてそんなことをやるんですかと業者が聞いたらしいんですね。そうしましたら、それは簡単に条件変更をさせないためなんだ。これは余りにも中小企業いじめではないのか。こういうことを一方的に決めること自体、優越的地位の乱用に当たると私は思うんですね。私、これは、どういう根

拠でこういうものを設定しているのか、ぜひ調べていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○佐藤政府参考人 一般論としてこういうふうに最初の契約をするときに、条件変更について、どういった条件変更があり得るか、いつあり得るかと、いつたようなことも含めて全体が恐らくパッケージで契約されているというケースがあり得て、その中では条件変更について何らかのブレーキをかけるような条項を織り込むといったことはあり得るんだろうと思います。全体の中の一部としてそういう部分が出ている可能性というのはあろうかと思います。

ただ、いずれにせよ、優越的地位の乱用に当たるような、そういう合理性のない取引というのは不適切だろうというふうに思います。

○佐々木(憲)委員 ですから、この事例について、それに当たるのか当たらないのかぜひ調べて報告をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 個別の銀行の個別の手数料についての御指摘でござりますので、ピンポイントでそういうところに焦点を当てて調査をするといふことが、緊急性あるいは必要性あるいは適切であるかどうかを含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 これは、今並べただけでも、三つの地銀だけですけれども、北陸銀行だけなんですね、こんなに取つてているのは。ほかに調べてみたいと思います。

何で北陸銀行だけが十萬とか、あるいは三本条件変更したら三十万以上だと。そんなにコストがかかるものなんですか。これは異常ですね。どうしてそんなことをやるんですかと業者が聞いたらしいんですね。そうしましたら、それは簡単に条件変更をさせないためなんだ。これは余りにも中小企業いじめではないのか。こういうことを一方的に決めること自体、優越的地位の乱用に当たると私は思うんですね。私、これは、どういう根

さて、そこでもう一つ、今度は手数料一般に戻しまして、お配りした資料の次のページなどをあけていただきますと、銀行の手数料収入というのが最近異常に膨らんでおりまして、いろいろな名目で手数料が設定されて取れるようになっているわけです。ともかく収益を上げるために何でも手数料を取るというのがどうも最近の傾向のようで、都銀の手数料収入を見ましても、これは役務等収益という形で出てくるわけですが、大変

ふえてるわけです。

九一年から二〇〇三年までの間の数字がそこに記載されていますが、九〇年代は、これは都銀全体で大体八千億ぐらいだった。ところが、今や一兆二千七百億になっている。二、三%だったのが一三・九%。全体の利子の支払いというものがどんどん減つて、預金を預けても利子がつかない。そういう中で、取れるところは何だといふことで手数料ばかり取っていく。それが非常に大きな不満になつて、利用者の方々が、余りにも手数料が高過ぎるのではないか、こういうふうにおっしゃっているわけです。

したがつて、私は、この点について、その背後にあるのは、銀行に対して収益性、収益力の向上、そういうことを金融庁が余りにも強調し過ぎる、その点がこういう形で、逸脱も含めていろいろな問題を発生させているのではないかと思います。

そういう点で、今後の金融行政を考える場合に、銀行の利益はもちろん必要でしようけれども、同時にまた、利用者の利便性、利用者へのサービス、この点もバランスをとつてやっていくことが必要

だと思います。

○佐々木(憲)委員 これは、今並べただけでも、三つの地銀だけですけれども、北陸銀行だけなんですね、こんなに取つてているのは。ほかに調べてみたいと思います。

何で北陸銀行だけが十萬とか、あるいは三本条件変更したら三十万以上だと。そんなにコストがかかるものなんですか。これは異常ですね。どうしてそんなことをやるんですかと業者が聞いたらしいんですね。そうしましたら、それは簡単に条件変更をさせないためなんだ。これは余りにも中小企業いじめではないのか。こういうことを一方的に決めること自体、優越的地位の乱用に当たると私は思うんですね。私、これは、どういう根

ういう経営をする中で収益向上策というものをつくり上げていくというのが銀行本来の姿であるとくに思っています。ありがとうございます。

○佐々木(憲)委員 終わります。ありがとうございました。

○金田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○金田委員長 これまで本件に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

信託業法案について採決いたします。

○金田委員長 本案に賛成の諸君の起立を請求します。

〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立総員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

○金田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、江崎洋一郎君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党的共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提案者から趣旨の説明を求めます。江崎洋一郎君。

○江崎(洋)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表いたしまして、信託業法案に対する附帯決議(案)

案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○伊藤國務大臣 これは、銀行の経営をしていくに当たつて、利用者の方々からの信認を得るといふことは極めて重要なことではないかというふうに思つております。

そうした意味からも、委員が後段で指摘されたように、利用者の本当の意味での利便性の向上、そして利用者のニーズ的確にこたえていく、そ

一 受託可能財産の範囲の拡大及び信託業の担い手の拡大にあたつては、受益者保護を図るため、信託会社に対し適切な法令遵守体制を整備するよう指導・監督すること。

一 過去、一部信託銀行について、忠実義務、善管注意義務及び分別管理義務等の法令遵守事例を踏まえ、より適正な業務遂行がなされ

るよう努めること。

一　さらなる投資家保護を図るため、金融サービス法等の機能別・横断的な考え方方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一　投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能等の強化について検討すること。

一　次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。

以上であります。
何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○金田委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金田委員長　起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。金融担当大臣伊藤達也君。

○伊藤国務大臣　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして十分に検討いたしたいと存じます。

○金田委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いないと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長　御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金田委員長　次回は、来る十六日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

平成十六年十一月二十二日印刷

平成十六年十一月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F